

総務建設常任委員会

平成27年12月16日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年12月16日（水） 午前9時30分 開会
午後4時15分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡佐一郎
副委員長	川村優子
委員	岡本互司
〃	西井覚
〃	吉村優子
〃	阿古和彦
〃	赤井佐太郎
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	増田順弘
〃	白石栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下和弥
副市長	生野吉秀
総合政策企画監	本田知之
まちづくり統括技監	松倉昌明
企画部長	米井英規
人事課長	吉川正人
〃 補佐	吉田和裕
企画政策課長	岩永睦治
〃 補佐	高垣倫浩
〃 補佐	高橋勝英
総務部長	山本眞義
総務財政課長	安川誠
〃 主幹	森岡偉晃
〃 主幹	吉村雅央
〃 補佐	吉村浩尚

生活安全課長	門 口 昌 義
〃 補佐	植 田 和 明
税務課長	西 村 圭代子
〃 補佐	米 田 匡 勝
〃 補佐	中 井 智 恵
収納促進課長	西 川 嘉 則
〃 補佐	吉 田 賢 二
都市整備部長	土 谷 宏 巖
都市整備部理事	
兼建設課長	木 村 喜 哉
建設課主幹	河 合 忠 尚
建設課長補佐	竹 本 淳 逸
〃	松 本 秀 樹
〃	西 川 勝 也
都市計画課長	石 田 勝 則
〃 補佐	小 滝 由 美
産業観光部長	下 村 喜代博
農林課長	池 原 博 文
〃 補佐	福 森 伸 好
商工観光課長	岸 本 俊 博
監査委員事務局長	中 井 孝 明

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	中 井 孝 明 (監査委員事務局長に同じ)
〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第69号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について
- 議第70号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて
- 議第72号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて
- 議第73号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第76号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 議第77号 訴えの提起について
- 議第84号 平成27年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （１）地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について
- （２）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （３）行財政改革に関する事項について
- （４）公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。11月の臨時会におきまして、今期の総務建設常任委員会、新たな委員のメンバー構成で、このたび委員長を拝命させていただき、川村副委員長とともに、しっかり皆さん方の重要な議論の場として、今後運営をさせていただきたいと、このように思っておりますので、委員の皆さん方はもとより、行政各位の皆さん方にもご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、12月に入りまして、非常に暖かいと言いますか、季節的には少し全国的にも気温が高い日が続いてございますけれども、何かと公私ともお忙しい中、きょうは委員の皆さん全員、早朝からご出席をいただきました。過日の本会議に上程されました重要案件でございます、本委員会に付託されました付議事件に対して、時間の許します限りしっかりとご議論をいただきまして、適切にご判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本委員会に、本日、委員外議員の出席がございますのでご紹介いたします。白石議員、増田議員でございます。

一般の傍聴についてもお諮りいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の方々の入退室も許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 それでは、発言される場合は必ず挙手をいただいて、こちらから指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただいて発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方については、電源を切るとか、マナーモードのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入りたいと思います。一応、お手元の次第に沿って進めてまいります。

初めに、議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

下村産業観光部長。

下村産業観光部長 皆さん、おはようございます。産業観光部長の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

この葛城市道の駅かつらぎにつきましては、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、地域情報の発信、地場製品の販売等を通じまして、観光、産業及び文化の振興を図り、地域の活性化と魅力ある地域づくりに資することを目的としておりまして、指定管理者の指定の

議決をお願いするものでありまして、施設の名称につきましては、葛城市道の駅かつらぎ、指定する団体は、葛城市中戸541番地1、株式会社道の駅かつらぎでございます。

それでは、まず最初に、指定管理者の公募の内容についてご説明申し上げます。お手元の資料、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の公募についてごらんになってください。

まず、募集の目的でございます。葛城市は、道の駅かつらぎの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項、葛城市道の駅かつらぎ条例及び葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づきまして、道の駅かつらぎの管理業務に関する業務を行う指定管理者を募集しました。管理を行わせるための公の施設の名称と所在地でございます。施設の名称につきましては、葛城市道の駅かつらぎ、所在地は葛城市太田1257番地となっております。設置の目的といたしましては、先ほど申しました内容でございます。敷地面積につきましては約3万3,000平方メートル、施設につきましては、地域振興棟、道路情報棟、駐車場、多目的広場となっております。

選定に関するスケジュールでございます。手続き等の告示につきましては平成27年11月16日、募集要綱等配布期間につきましては平成27年11月16日から平成27年11月19日まで、質問の受付期間につきましては平成27年11月19日、質問の回答の通知につきましては平成27年11月20日、申請書の提出期間につきましては平成27年11月20日から平成27年11月26日まで、候補者の選定につきましては平成27年11月27日となっております。指定管理の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。申請者につきましては、葛城市道の駅かつらぎでございました。

指定管理の選定につきましては、平成27年11月27日、葛城市指定管理者選定委員会を開催させていただきまして、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者に株式会社道の駅かつらぎを候補者として選定いただきました。公募の内容については以上でございます。

続きまして、葛城市道の駅かつらぎより提出されました事業計画の管理運営方針についてご説明申し上げます。お手元の資料の株式会社道の駅かつらぎの事業計画についてごらんになってください。

株式会社道の駅かつらぎより申請のありました事業計画の管理運営方針でございますが、これは道の駅かつらぎの運営基本構想をもとに事業計画をつくられておられまして、この管理運営方針といたしましては、まず4つの項目がございまして、まず基本的なものとしたしましては、新しい販売拠点を最大限生かして、葛城市の産業・農商工振興の支援としての道の駅ということで、4つの柱といたしましては、葛城ブランドの開発、販売強化と観光拠点づくりの支援、農業事業者の育成支援、葛城市の生活者の利便性の支援、買い物困難者への福祉拡充支援となっております。また、この事業計画の内容のもと、収支計画につきましては、平成27年6月に総務建設常任委員会で説明させていただきましたが、一部見直しをされておりまして、その見直しの内容について説明させていただきます。

お手元の資料の2枚目、中期収支計画の見直しについてをごらんになってください。

まず、売上高となります手数料収入でございますが、一部手数料収入などの見直しが行われておりまして、農産部の鮮魚の販売手数料が12%から15%に見直され、収入額は470万

6,000円から588万3,000円になりまして、117万7,000円の増となっております。

次に、商工業部のパンの販売手数料が20%から15%に見直されまして、収入額は412万1,000円から309万円になりまして、103万1,000円の減となっております。同じく、商工業部の飲食テナントの販売手数料も20%から15%に見直されまして、収入額は843万4,000円から632万6,000円になりまして、210万8,000円の減となっております。

次に、加工部のトレイロード、農家カフェ、惣菜につきましては、直営で会社が運営されておりますので、収益の見直しをされておりました、それぞれ、トレイロードの収入額につきましては2,426万3,000円から2,875万6,000円になりまして、449万3,000円の増、農家カフェの収入額は2,311万円から2,648万4,000円になりまして、337万4,000円の増、惣菜の収入額は1,592万9,000円から1,887万8,000円になりまして、294万9,000円の増になりまして、手数料収入といたしましては885万4,000円の増となっております。

次に、支出のある販売費の中で清掃費及び保険料でございますが、道路情報棟などの部分で、面積が2,848平方メートルから3,066平方メートルにふえておりますので、清掃費で170万9,000円から184万円になりまして、13万1,000円の増、保険料で113万9,000円から122万6,000円になりまして8万7,000円の増、光熱水費で2,680万円から3,441万7,000円になりまして、761万7,000円の増になっておりました、合計で783万5,000円の増となっております。手数料収入885万4,000円の増で、販売費が783万5,000円の増となっております、差し引き101万9,000円の収入の増となっております。

当初の中期収支計画の純利益は802万1,000円となっております、収入の見直しにより、収入額が101万9,000円ふえておりますので、純利益は904万円となっております。

以上が中期収支計画の見直しとなった部分でございます。

以上で、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願いました本案に対する質疑を行ってまいりたいと思います。質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 今、説明を受けましたけれども、これは何社の応募があったのか、もう一度確認していただけますか。

朝岡委員長 下村部長。

下村産業観光部長 株式会社道の駅かつらぎ1社でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 先ほど部長の説明から、地方自治法第244条の2第3項に基づいてということで、募集の目的とかおっしゃってましたけど、その同じ地方自治法第244条の2、その最後の方に、指定管理者の指定の申請に当たっては、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいというふうになっております。前にも言いましたけれども、期間がかなり短かったので、なかなか難しい面もあったかと思いますが、この指定管理者についてどのように考えておられるのか、まずお

聞かせ願いたいと思います。

朝岡委員長 下村部長。

下村産業観光部長 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の公募につきましては、先ほど申し上げましたが、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、葛城市指定管理者選定委員会の設置要綱に基づきまして行わせていただきまして、法的には問題ないと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 複数が望ましいということでございます。ただ、今回一般公募させていただきまして、応募が1社しかなかったということでございますが、それについては適当な処理であったというように解釈いたしております。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 次の質問に移りますけれども、この中に利益の配分、そういうのはこれから協定書ということになるというふうに思うんですけども、契約前に協定書というのは見せていただけるんでしょうか。協定書がなければ審議できない部分もありますので、それでは利益配分についてどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

朝岡委員長 下村部長。

下村産業観光部長 指定管理者の指定につきましては、今回の議会で議決いただくようになっておりまして、議決後、指定管理者と協議いたしまして、協定書の中で利益配分につきましては決めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 協定後というのは、普通、一般に、ウェルネスでもそうですけれども、協定前に利益配分を協議して、それで協定書をつくって契約に移るというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原です。どうぞよろしく願いいたします。

基本協定書につきましては、「當麻の家」につきましては、年度当初に基本協定を結ばせていただき、この道の駅かつらぎにつきましても、基本協定につきましては、本日、この議会等で議決していただいた後におきまして、基本協定を協定していく予定でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 まず、指定管理を受けられる株式会社道の駅かつらぎについて説明を受けないといけないと思います。というのが、これは民間の業者ですのやろ。だから、どんな業者なのか、代表者が誰なのかとか、一応、その会社の実際の内容をまずお聞きしたい。当然登記されてますでしょうから、登記簿があればその会社の設立目的等が入りますので、そのものをまず提示していただきたいと思います。

朝岡委員長 用意できるんですか。

(「用意できます」の声あり)

(「定款で」の声あり)

阿古委員 定款で結構です。定款が一番わかりやすい。

朝岡委員長 じゃ、資料がそろいますまで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時50分

再 開 午前9時55分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お手元に、阿古委員が求められた株式会社道の駅かつらぎの書類が届いてございますので、それも見ながらご議論いただきたいと思います。

阿古委員。

阿古委員 7月27日に提示をされたんですね。代表者が、代表取締役、高木さんですね。業務内容、これは定款を出してもらったのは、定款に載ってないと、その吟味が実はできないんです。だから、それができているのかという確認をまずさせていただきました。

それと、中戸541番地1というのが本社になってますけども、どういう場所かご存じなんですか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいまご質問の中戸541番地1につきましては、太田南交差点の南側の高橋造園さんの前になります。

以上でございます。

(「前というのは」の声あり)

池原農林課長 西になります。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 当然のこと、この株式会社道の駅が建てられて、それでそこに、プレハブですか、それとも、もうちゃんとしたビルみたいなものを建てられているのですか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 現時点でプレハブでございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 これ、間違いないですね。これは民間の会社ですから、民間のその事務所については、民間が建てられたその経費一式を持たれて建てられているということで間違いないんですね。それで、そこに事務所というか、本社を構えられているという理解の仕方よろしいですね。わかりました。

続きまして、よろしいですか。

これは、実は吉村委員と重なる部分なんですけど、これ、指定管理しますでしょう。指定管理をするときには、当然、民間の場合やったら、もうワンクッションないんですよ。すぐに直接の契約ですから、その契約内容について詳細に打ち合わせた上で契約を入れます。そうやけども、指定管理の場合は後で協定書やおっしゃってるけども、現実には、指定管理をするときに、その内容については詳細に打ち合わせておかないと、指定管理を受けました、

委託しました、いや、それで話が違いますやないかということで決裂するというわけにはいきませんから、事前に打ち合わせをされていると思います。

ですから、今回のこの指定管理の議案を出してこられた時点で、協定書というのは僕はでき上がっているものやと理解しています。その協定の内容について、まず教えていただかないと、その指定管理の指定が正しいのか正しくないのかという議論にも入れないと思うんですけども、その協定内容、今、思われている、相手方との協議されている内容が当然あると思いますので、その内容というのは提出していただけますか。

朝岡委員長 それは、今すぐに用意ができるんですか。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時30分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

池原課長。

池原農林課長 ただいま阿古委員からご質問のありました仮基本協定案でございますが、現在、仮基本協定につきましては結んでおりません。県の方にも仮基本協定の方の確認をいたしましたところで、県としても、指定管理について仮基本協定はやっておられないという形で確認しております。

それで、基本協定につきましては、仕様書に基づいて業者の方とこれから詰めていく予定でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 これ、今初めて見たから、見れるかどうかわからないけれども見ます。

それと、まず、これは参考資料を出してくれてはりますね。中期収支計画見直しについてということで、予算の方が、12%が15%、手数料が変わりますけど、商工部の方がパンが20%から15%に、飲食テナントが20%から15%に、加工部の方は、これは何か3つありましたね。それは関係なかったの、棒線引っ張ってあるけれども、何らかの掛け率か何かで変更になったのかどうかというのをまず聞かせていただきたい。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいまのご質問の加工部におけますトレイロード、農家カフェ、惣菜等の棒線の件ですが、これにつきましては、手数料率ではなくて収益のことですので、棒線を引っ張らせていただいているということでございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 そうすると、加工部自身は道の駅自身がやられる、かつらぎ自身がやられるということですね。そやから、外部の方が入るんじゃないかと、そのかつらぎの中で加工食品等の職員さんを雇って、それでやられるという理解の仕方よろしいですか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 そうです。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 というのが、この中期収支については、今までから出していただいているんですね。それが、この段になって急に変更になってというのは、ちょっと何か不思議な感じがするんですけどね。

手数料の方は、今言ってるように20%から15%に変わりましたとか、これはそやから、今度のはかつらぎの方でそうやりたいという意向の中で多分出てきた部分やけども、惣菜部分の売り上げというのは、当初から多分見込まれていた金額に上乘せされているという理解の仕方ですね、結局はね。利益率を上乘せされている、販売金額は別に上乘せしてないけど、利益率が上がってくるという理解の仕方ですか。

というのが、これは億測です。あくまでも億測ですよ。たしか11月やったかな、臨時会で、この指定管理者の条例を制定しましたよね。その間のときの議論で、道の駅の部分の管理については、その費用分担はどうなるんですかという話を出したと思うね。一旦理事者サイドは訂正されたんですけども、駐車場部分は市の管理で行きますと言われてたんやけど、条例に実は、その駐車場、道の駅の部分、載ってる分に、そのことについての今回の経費増が783万5,000円が、今言ってる道の駅の部分ですね。そやから、増になった部分を今言ってる、中期収支計画の方で調整されたのかなという理解の仕方にしかない。

というのが、当初800万円やと言った利益が、この辺の計算やと、更に800万円の利益が乗って1,600万円、1,680万円になりますよということですよ。収支計画で今まで出た部分は、4年後以降やったかな、売り上げが約8億、それと利益が800万円というのを今まで出されてたのと違ったかな。たしかそうですね。端数は知りませんよ。初年度が数千万円の赤字、次年度も赤字、3年、4年ぐらいから売り上げが8億円、それで利益が800万円というのが、たしか当初の中期収支計画でしたね。違ったかな。

朝岡委員長 答弁求めます。

池原課長。

池原農林課長 ただいまの阿古委員のご質問ですけれども、当初運営計画におきまして、純益につきましては、今、下村部長からも説明がありましたように、当初、運営計画では802万1,000円の純益に、今回、収入増が見込まれるということで101万9,000円、足されまして、合計904万円の純益と、3年目においてなるという形でございます。

それと、開業年度2年目、3年目でございますが、当初、開業年度におきましては、3,758万4,000円の赤字という形で出されておきまして、今回、開業年度につきましては3,796万円、マイナスの37万6,000円になります。2年目におきましては、当初におきましては961万1,000円の赤字が、今回の訂正によりまして、マイナス932万7,000円ということで、プラス13万4,000円になっております。3年目でございますが、当初802万1,000円が904万円ということで、プラス101万9,000円という形の年度別の中では、そういう推移になります。

それと、加工の件でございますが、6月に運営計画を出していただき、それ以降も加工部の方で相当いろいろなことを練っていただきました。ですから、この道の駅につきましては、加工がやはり直営の中では一番華になる、かつらぎブランドとして一番創出していただける

という形の中で、加工につきましてはトレイロード、農家カフェ、惣菜を3本柱としてやっていただきますけれども、この加工のコンセプトとしまして、地元酪農の活性化を考えて、地元牛乳をつかったオリジナルのジェラードやスイーツなどを創作して販売していただくと、また、古代チーズの蘇酪を現在風のアレンジにして商品ブランドをつくっていくという形と、また、惣菜につきましても、季節感あふれる惣菜を、ほかの道の駅に類のない惣菜を考えていくという形でしていただくという形ですので、コスト削減も図って、収益をいかに上げるかというのをコンセプトに置きながら、加工というのは考えていただいております。その中でこういった金額を、収益率の見直しという形をされたという形で聞いております。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 資料を持ってきてないからあれですけども、大体今言ってるのは、売上が8億円で800万円の利益が3年か4年後以降に出るという計画だったですね。それで、今回、億測やというのは、道の駅の部分の管理料ですね。清掃費、保険料、水道光熱費が約800万円、780万円上がってきているでしょう。そやから、今まではそれを中期収支計画の中に入れてこなかった。入れてこなかったけども、今回新たに入るということですよ、理解の仕方はね。上げてきているということはね。変更部分で上げてこられたから。

そやから、11月の臨時会ときにあった議論の中で、その部分が見込まれてなかったから、その経費を上げてこなあかんという話になったわけですよ、初期のことを言うと。それについて、大ざっぱに言えば、惣菜部分で利益を確保できると、利益率を上げていくんやという話の中で、プラス100万円出しますという話ですけどね。そういう理解の仕方ですよ。

それで、じゃあ惣菜の部分なんですけども、売り上げ見込みは、どの程度見込まれているのか。

朝岡委員長 惣菜部分の売り上げ見込みね。もう一度説明、今の答弁も含めて。

池原課長。

池原農林課長 今回の見直しにつきましては、出がふえたから入がふえたという形じゃございません。入としてこれだけの加工部の中で収益が上がるという形の見込んでいただいた中での収支計画の見直しとなっております。

朝岡委員長 惣菜の見込み額。

池原農林課長 惣菜の売上額が上がるという形の中で見込んだ収支計画と。

(「売上金額」の声あり)

(「3,687万2,000円と違うの」の声あり)

朝岡委員長 だから、阿古委員は惣菜コーナーの年間売り上げをどの程度見込んでますかということをおっしゃっている。阿古委員。

阿古委員 売上を出して、それから今言ってる収益を出すわけです。それで、今、収益の改善を図られるということ言ってるのやから、売り上げが変わらんかったら、その売り上げは幾らやという計算されているのか。その今言ってる加工部の利益率を何%で計算したのかというのがわかってたら、数字だけ言ってくれたら。

朝岡委員長 答弁できますか。

池原課長。

池原農林課長 加工部の売り上げでございますが、3年目100%と見なしまして、1億4,442万7,000円。ですから、先ほど今、収支させていただきましたことに対しての100となります、母体となる数字が1億4,442万7,000円になります、これが販売額になります、総売上額が。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 加工部の売り上げが1億4,400万円で、それで当初の見込みでしたら6,332万円を見込んでいた。それが1,100万円ふえて7,400万円、1億4,400万円に対して7,411万8,000円の利益を見込みますという計画ですね。そうですか。大体8%ぐらい変動されたんですね、利益率がね。その中で、加工部としては大体1億4,400万円やから、五十数%の利益を見込むという計画ですね。いいですか。

よろしいんですよ、あくまで計画やから、それが実際にできるかできへんかというのは、それはわからへん話や。わからへん話やけども、通常、今までやってるんやったら、その利益、もうこれ、1年以上やってるわけですやんか。そやから、中期計画の中では、もう大抵ある程度見込んでいかないと、その際になって、その、いや利益がどう、8%上げますとか、そんな話を出してくるのが違和感がある。その違和感の理由はと言ったら、今言ってる道の駅の駐車場の部分のやつで、780万円の出費が出るということが新たに出てきた。

そのことについて、見直したのと違うかと勘ぐられるというわけですよ。そやから、当初の、もし行くのであれば、1,600万円の利益が3年後にありますと言ったって、780万円、実は新たに今度経費としてかかります、そやから利益が800万円になるというのやったらわかるんやけども、この間際になって、単純に数字だけいらわれてやってくるというのは何か違和感があると思いますね。これは意見だけにしておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 まずお伺いしたいんですが、この市役所の事務分掌の中で、指定管理者制度についての、この担当課はどこになっているのかということですけども、これを見ていたら、企画政策課、ここで指定管理制度の総括に関することと、こうなっているわけやけども、実際にこの指定管理にかかわる仕事について、農林課がどんどんこれをやってるけども、本来、まあ言ったら企画政策課が窓口になって、いろんな資料は農林課から出してくださいよというふうな形ですのと違うのかなというふうに私は思うので、その辺の見解を教えてください。

それと、ここの議第69号、この提案の仕方の中で、指定する団体、会社名は入れとるけども、代表者名も何も入ってない。代表者は誰やねん。やっぱり私はこんな出し方は不自然や。普通の一般契約であっても、株式会社どこそこ、代表取締役は誰、これは地方自治法上、この提案をするときに何と何と何をせなあかんということは決まっているはずや。俗にいう、工期とか入れんでもいいとかいうことはよく言うけども、やっぱり議会に対して親切に行こうと思ったら、工期もきちっと入れてくるということや。それからいったら、何でこれは株式会社道の駅だけになっているのか。代表取締役、社長なら社長、高木正年なら高木正年と

入れるべきやないかというふうに思います。

それと、前から言ってるように、この募集期間、決定の日までで12日間、なぜこれだけ急ぐのか。先ほどウェルネスの話が出たけども、ウェルネス新庄、指定管理者になって、奈良県第1号で決めたわけや。そのときに、指定管理者制度を決めるときに、どういう審査をするねん、審査委員がどうやねんということでしたら、最低60日ぐらいかからんとできないはずやと。そこで、選定委員がどんなメンバーやということ聞かせてほしいのと、今、募集要項の中で、いろいろ書いてくれてるわけやけど、特に新しい新設会社については、実績経験を必要とする要件は適用しない、こういうものをつくって、本当に指定管理者の募集ができるのか。指定管理するということは、何でするんや。今まで行政がいろんな運営ができない、財団法人をつくってやってきた、なぜ財団法人をやめて指定管理になったんや。その趣旨から言って、今言ったようなこういうような項目を入れるということは、指定管理の趣旨から言って外れているのと違うのかということ私を私は思います。指定管理の制度がいつできたんや。それから、財団法人から何で指定管理に変わったんやということまず説明してもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。岡本委員の最初のご質問ですけれども、今回の道の駅の指定管理者の選定につきまして、選定、管理者に関しての統括、おっしゃったとおり企画政策課が行っております。その立場として原課より相談は受けておりました。指定管理者の選定に関しましては、従前より原課において指定管理者選定委員会を設置することをしておりますので、その旨、設置要綱に従い行うよう説明はしております。また、選定結果についても、後日報告するよう説明はいたしました。

以上でございます。

朝岡委員長 この議案書の団体名だけではということですけども、どうなんですか。それから、財団法人から指定管理制度になったとかいうお話の件。今の選定委員のメンバー構成とこの議案書が社長名を入れないのが正しいのかどうかというの。財団法人と指定管理の経過。それ、わかりますか。わかる範囲で。

下村部長。

下村産業観光部長 ただいまの岡本委員の方から、指定管理者の選定委員の、誰になっているかというこの問いがありまして、副市長を委員長といたしまして、教育長、まちづくり統括技監、総合政策企画監、企画部長、総務部長、都市整備部長、都市整備部理事、産業観光部長、以上でございます。

朝岡委員長 議案書の件はわからんのですか。

生野副市長。

生野副市長 ご指摘の指定する団体の代表取締役名が入っておらないということですが、工事契約等については社長名は入っております。このケースにつきましては入っておらないわけですが、何ら問題ないというような判断をいたしております。

朝岡委員長 財団法人の件はちょっと時間かかりそうですから、後ほど説明してもらいます。

岡本委員。

岡本委員 岩永課長に答弁していただきました。私は理屈を言うのやなしに、この企画政策課の事務分掌の中に、指定管理のことがちゃんと入っているわけやな。例えば、この提案理由の説明をするたって、私は、企画政策課の方からこういうことですよと提案するべきではないかなというふうに思うのと、いろんな指示は出してますけども、やっぱりこの事務分掌があるということは、指定管理者の担当課が主導権を握って、いわゆる事務的なことは全部やっていく、詳細な資料とか、そんなのは担当課でいいと思うのやけども、そうしないと、この事務分掌の、わざわざここに指定管理者の総括と書いてあるのに、この趣旨から言ったらおかしいのと違うかなと思うから、私はちょっと質問させてもらいました。私の言ってることが間違っているのやったらせんでもいいし、もしせなあかんかなと思うんやったら、今後、そういうふうにやっていただけたら結構やと思うし。

それと、今、下村部長の方から選定委員、一般質問にもありました。この指定管理というのは、まず経営の内容、これが一番大事じゃないかなと。そのために、その指定管理者制度の審査の委員の中に、もちろん部長も責任者になっていかなあかんわけやけど、やっぱり外部の経理の専門とか、そういうような人も入れて、きちっとすべきやないかと。内部の者はあかんというのと違うけども、皆、経験あらへんと思う、経理の担当とか。指定管理の選定というのは、そういうものと違うんかい。そういうこともやってない。そんなのでこれを決められたのでは、我々かって、ああそうですかというわけにはいかへん。今、阿古委員の方からその利益がどうのこうのという話があったけども、誰が判断していくのか、そこに問題があるというふうに思います。

副市長の方から、その代表者、書く必要ないねんという話があったわけやけども、やっぱり議員に対して親切にしていこうと思ったら、これも1つの契約事項やん。指定管理者制度の議決という契約事項と一緒にやないか。私はそんな答弁は失礼とは言わんけども、何も法的に誤ってるかは別として、やっぱりきちっと出すのなら親切に出すべきやということを私は言いたいというふうに思います。

それと、先ほど言った財団法人、指定管理、何で変わったんや、答弁なかったけど、国の機関で第3セクターの制度とか、いろんな制度があったわけや。そやから、例えば県でも、葛城もあるわ、社会教育センターもあった、憩いの家もあった、そんな中は全部財団でやってきた。しかし財団では、準公務員や。なかなか利益も上がらん。これは全国的な話や。そやから、平成15年9月に法改正になったはずや。指定管理者制度。それに基づいて、今、指定管理制度をやっているのと違うのかい。それがたまたまウェルネスが奈良県の第1号になった。当初は財団法人をつくらなあかんとかいう話もあった。しかし、こういう法改正があったから、指定管理者制度に持っていった。そのときに、やっぱり指定管理してもらおうということは、利益を優先していかなあかん。これが一番第一や。そやから、何社も募集をして、私、募集人数を忘れたけど、9社あって、選定4社に絞りましたというもので、本来、もっと広いところから集めてやっていくというのが基本や。

先ほど何で急ぐのやと聞いたかって、何の答弁もあらへん。何でこんな12日間であらへん

決めないかんのか。これは何やとはっきり言ったら、初めから決まっとった言うんや。平成23年に要望が出たときに、商工会の団体、農業委員会の団体、我々は会社をつくって運営しますというて出てきてるわけや。それで市長に対して道の駅をつくってくださいと出てきてるわけや。この原因は変わってない。きれい事を言っても同じことや。大層大事にこんなおせんなんことあらへん。ただ法的に指定管理を決めていこうと思ったら、一応こういう制度をせんと具合悪いんでしたというだけのことや。それを議会に対して、詳しい説明もしてくれやんで、はい、これで議決しなさい、私は不親切やと思うし、議員としても、やっぱり責任がある。決めた以上、5年間きちっとやってくれたらいい。もし万に一つでも、3年目で、いやとてもあきまへんねんとなったときに誰が責任とるのや。

こんな問題が出てきたときに、我々としても、ああそうですか、結構ですよというわけには私はいかんと思うから聞いてるわけで、先ほど言った、なぜ急いだのかということをもう一遍、回答になってないので、教えていただきたいというふうに思います。それと、先ほど言ったように、新しい会社については実績は入れませんよということは、何で入れたのかということをもう一度答弁願いたいと思います。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 岡本委員のおっしゃった指定管理者になったという経緯については、全くおっしゃるとおりでございます。法改正があったのは、地方自治法の一部改正が、平成15年6月13日に法改正がございまして、施行が9月2日からということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいまご質問のありました中の新規会社の取扱いの件でございます。これにつきましては、応募される方が新規会社また既存の会社等がございます。また、全国の事例等の道の駅の応募資格等を確認いたしました中で、この新規会社の取扱いというのを参考にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 岡本委員の質問の中で、外部委員が入れなかったというご指摘もあったと思います。その中で、今回、私を委員長に、内部、部長級で構成いたしまして、管理運營業務に基づく仕様書に基づいての内容の審査を、十分な審査を行いまして、各関係委員、各部長が、道の駅かつらぎとして指定をしても十分耐えられる企業であるということの判断のもとで行っております。そして、募集期間についてでございますが、確かに期間的には短かったわけでございますが、決して急いだわけじゃなくして、こういう公募期間になったということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 いろいろ答弁いただきました。池原課長の方から、いわゆる新規会社、全国調査をしたということやけど、私が先ほど言ってるように、指定管理者を選ぶ理由は何やと、何も新しい

会社があかんとは言わへんけども、やっぱりまず実績を重んじる、実績なかったら運営できへんということや。この中に9項目入ってるわけやけど、実績のある人はこれだけの書類を持ってきなさいよと言ってるわけやろ。新しい人は何も要りまへんと、何もと言ったらあかん。要りませんということや。それを普通決めるときに、本当に決めるときに、今、生野副市長が言われたように、一生懸命な中でやってくれはったわけや。その会社を決めるときに、本当の新規の会社と、実績あるのが来たときに、どう決めるのか。そこらの問題があるやんかということと、それは慎重に審査してもらったと思う。

そやけども、言って悪いけど、そんな経営の内容とか、それは皆立派やから知っていると思う。そやけども、より詳細に行こうと思ったら、そういうことをすべきやないかということ言ってるわけ。今もうとやかく言ったかって、議案が出てきて、賛成か反対かだけのことやん。そやけども、余りにも今の指定管理については、ここらで言う期間も短い、急いでませんと言うけども、12月2日の議運にかけなあかんわけやから、急いどると言われてもしやあないわけや。

それと、この前、一般質問で出ていたけども、もう11月12日に臨時会開いて、14日にテナントの募集の広告も皆張ってあるわけや、1週間前から。誰から見たかって、ほかの業者よりも、もう道の駅かつらぎ、もうこれは決まったというふうに言われてもしやあないやり方になってるわけや。そういうことやろう。そやから、今ここで何ぼ議論をやっても、もう勝手にしゃべっとけや、我々はこれで行くと、こういうふうにとられたかってしやあない。それで、私はいつも人がいいのか知らんけど、今後こういうふうにしなさんなやと言って終わりたいと思うけども、何遍も何遍もこんな繰り返されたのでは、この葛城市が行政的に本当にうまいこと回っていったのかいなというふうには思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 もう一つお伺いしたいのは、平成21年度に検討会議が始まりました。それから、その後、設立委員会、それから、道の駅かつらぎ設立準備会のように進められてきましたけれども、先ほど資料をいただきました中に役員名簿がありますけれども、この役員の中に、この最初からの検討委員会からのメンバーは何人ぐらい含まれているのか、お答え願いたいと思います。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 定款の中で、役員に全部で22名が定款上書かれておりますけれども、当初設立準備会、設立委員会等にご出席いただいているのは、各部会に分かれておりますけれども、全員の方が委員になっていただいているという形です。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 収支の方、さっと目を通させていただきました。それで、地域振興棟については20万円以上は市の負担、修繕等は市の負担という形ですね。それで、道の駅の方はどういう考え方ですか。10ページに、原則として、既存の備品の更新費及び市が必要と認めた備品購入については市が経費を負担する、備品としては2万円以上、米印で入っているのが、おおむね1年

以上にわたって使用に耐え物品を言う。

備品については、2万円以上は市が負担しますよということを明確にここであたっているんですね。それで、更新費用、自分の備品の更新費用については、市がもう全額負担するという理解の仕方です。それで、修理についても、これは施設というのは、この20万円というのは、道の駅の施設も含めた中での考え方なのか、それとも、地域振興棟の考え方なのかというのは、その辺は、これを読む限りはちょっと判断できなかったんですよ。その辺はどう考えておられるのか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいまの阿古委員のご質問ですけれども、3万3,000平方メートル全体に対してでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 じゃ、道の駅も含めて20万円以上は、道の駅ということは、地域振興棟と情報棟の話ですよ。情報棟も20万円以上については、市がもう全額を担しますよという考え方なんですね。

じゃ、ちょっとお聞きしますけども、備品としては2万円以上というのは、これも地域振興棟についても考え方は同じなんですか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 備品についても、全て3万3,000平方メートルに対してという形でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 備品2万円と言ったら、結構もうほとんどになると思います。消耗品以外は多分通常の備品、掃除機を買おうが何を買おうが、電気製品を買おうが、何を買おうが、となると言ったら、備品の購入は全部市が負担するというようなイメージになってしまうんですけども。消耗品というのは、結局石けんやとか、トイレットペーパーやとか、そんなのは消耗品やから、その範疇に入らへんけども、そうすると、備品購入というか、ある程度1年以上使用する機器については、市がもう2万円以上であれば全額負担するという考え方なんですか。

というのは、そやから、契約内容をはっきりしてほしいと思っているんですよ。そやから、さっきの話やないけど、中期計画で急に800万円利益がふえますなんてことは、本当はあり得ない話や。8%なんていうのは、本来動くような数字じゃないんですよ。事業をやっている、それが1%動くというのやったらわかる。いろんな石油の値段が上がりましたとか、下がりましたとか、そういうのやったらわかるんですけども、通常8%の利益なんていうのは、その企業が、何というかな、企業自身がとれる限界の利益に近い数字がぼんと上がってくる。そやから、非常にこのタイミングで中期計画が800万円利益があったやつを、今度1,600万円利益が上がりますというのを持ってくる自身が、非常に何か信用できない。もう何か鉛筆をなめたような数字ですよ。

そやから、それでやって、なおかつ今の話やないけども、じゃあ市がもう備品から何か全部持ちますねん、それでやってみなはれみたいな感覚で契約を結んでしまうと、これ、どこまで行くのという話になりかねへんから、そやから私は契約内容はしっかりしとかなあかん

と言うんですよ。そやから、少なくとも民間の会社で資本金4,000万円かな、集められてやるんでしょう。やったら、その4,000万円は自分らではき出して、それで赤字になったら自分らが補てんするぐらいの覚悟でないと、もう民間の事業者なんかは成り立たない。そやから、ゆるいというか何というか、わかりにくい話ですね。そやから、今のもう一回ちょっと確認です。備品についてはどういう考え方なのか、ちょっと聞かせてください。

朝岡委員長 利益が1,600万円という数字をおっしゃいましたけども、その辺のところも含めて説明を願いたいと思います。

下村部長。

下村産業観光部長 ただいまの阿古委員の方からの売り上げの収入の方が1,600万円という話がございましたけども、売上高につきましては、手数料等の見直しによりまして885万4,000円がふえるということでありまして、そのいろいろな見直しの中で、費用となります販売費が783万5,000円ふえまして、差し引きで101万9,000円の収入が、前回の中期収支計画と比べましてふえるということでありまして、前回の中期収支計画におきましての利益については802万1,000円となっております、それに101万9,000円を足しまして、今回の計画書におきましては904万円の利益が出るということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 備品の2万円というのは。

池原課長。

池原農林課長 備品の取扱いでございます。備品については、仕様書等の方に記載させていただいておりますように、備品が老朽化、破損等による使用不能があった場合については、市に報告させていただいて、市と会社が協議するという形で、また原則につきましては、既存の備品の更新費用及び市が認めた備品購入については市が負担すると、また、指定管理者の都合により備品購入された場合については会社側が経費を負担するという形になっております。ですから、備品の取扱い、ですから、その物自体が、会社側として必要なのか、それとも、道の駅全体として必要なのかを協議した中で決定させていただくという形でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 売り上げの方から聞きます。販売手数料は減額になってるんですね、正直な話ね。鮮魚の方が12%から15%に上げてることと、それと、パンと飲食テナントが20%から15%になることによって、マイナスが約300万円前後、手数料収入としてはマイナスになりますという話ですね。それに関連して、手数料じゃなくて、販売する加工部の部分として、利益が1,000万円ふえますよということを言っているんですね。手数料がふえるわけじゃないんですね。

そやから、すごいんですね、1億4,400万円の販売の金額は変わらずに、1,000万円の新たな利益を生み出す。今まで何年もずっと、多分議論してきはったんやと思いますわ。それで中期計画をずっと出してきはったのに、ある日突然それだけの金額が、それやったら、今言ってる1,000万円の、さっきおっしゃったから、それやったら具体的に、これは上がると言っているのやから、何が利益が出る見込みが出されているのか、大ざっぱに見ていて、いや、

利益上がりますねんと思っているわけじゃないやろうと思いますわ。

実際にどの部分で、じゃ、材料費を削りますねん、人件費を削りますねん、何を削って、これだけの利益を新たに確保できるという前提に立っているのか。さっきの説明をされるんやから、じゃあ1回ちょっと聞かせていただけたらありがたい。というのが、8%動くというのは並大抵やない部分ですよ、本当のことを言って。その1%の利益を上げるか上げられないかというので、もう民間企業はこの境をうろついているわけですわ。それが、ある日突然、その1億4,400万円で8%の利益を上げますねんということは、何らかの大きな、決定的な要因がないと、それは上がらないんですよ。そやから、それはどういう見通しで8%も新たに利益を上げるという計算をされたのか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいまのご質問でございます。8%純益が上がるということは、なかなか普通の中では難しい話だと思いますけれども、1点は加工の機械、機械をよりオートメーション化していく、備品等について、より人件費を抑えて機器に頼るという部分が1点でございます。それと、それについては、より高度化されている機械そのものをいろいろ研究されて、考えていただいておりますのと、もう1点、ジェラード系、牛乳系ですね、牛乳の加工についてのコスト削減を抑えにいくという形の中で、今、基金も踏まえた中で捉えていただいているのが現状でございます。

以上です。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 当初、設備をされるその機械というのは、もうたしか契約打ってますよね。じゃないんですか。備品については、たしか市が購入される、設備備品については市が購入されるということですね。それで、今おっしゃっている部分は、従前考えていた設備よりか、今度はちょっと上等の設備に変えますよという話ですね。そやから、備品として見込んでいた金額がまた上がるという理解の仕方でもよろしいんですか。同じ値段で同じ、それ以上の機能の方が手に入るとは思えへんから、それであれば、そやから初期の投資金額が、設備備品の分については上がってくるんだという理解の仕方でいいですか。

朝岡委員長 池原課長。

池原農林課長 備品の価格、値段等につきまして、今、備品の種類等についてお話しさせていただいた中で、よりいいものというのか、グレードアップ、物をグレードアップするというよりも、要は保冷とか等につきまして、よりいいものを探していただくと。当初の価格より、今、そこについては今現在検討をさせていただいている、価格等については検討いただいているところでございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 私、ずっと言い続けているんやけど、収支見通しとか、運営についての見通しというのは、本来もっと早い時期に上げて、それで本当にこれで成り立つのかということを経査してやるべき事業やと思うんですよ。それが、この契約というか、指定管理の間際になって言ってるような、また見直しますとか、一体じゃあいつ本当に、これ、できてから何年間もまたそれ

から見直してやっっていくんですか。これ、契約をするわけでしょう。

そやから、契約をするときには、こういう見通しで、じゃ、これが本当に黒字になるのか、赤字になるのか、それはわからない。やってみなわからへんけども、非常に厳しいなど、内容が。それであればあるほど、その辺の契約内容はちゃんとしておかないと、後ほど、じゃ、これ、市と協議しますという項目が非常に多い。じゃあ協議した中で、いやこれ、指定管理を受けてますけど、うちの協議項目ですもん、そやから協議して何とかしとくんはれといったときに補てんしていくんですか。

そやから、その辺はきっちりしとかへんと、これはあくまで民間が受けるということは、それを責任を持ってやるということですよ。倒産するかどうかわからない。そやから、少なくとも資本金をつぎ込んで、それから借金をして、その民間の会社が、また5年契約やったら5年契約で、これ、たしか5カ年でしたね、5カ年契約で、その間は身銭を切ってもいくんやというような契約内容にしとかんかったら、何かあったときに、いや、これ、市で、協議内容ですから、市で負担しとくんはれというような、そんな契約の打ち方したらどうなっていくのかというのは非常に心配ですわ。そやから厳しく言うんですよ。

それで、今回、指定管理を契約されたとして、その後の協議内容については、これは必ず議会の方に、その契約内容については報告をいただきたい。そうしないと、これから10年、20年という年数がかかりますよ。本当に市民に迷惑のかからない形になるのかどうかね、絶対していかなあかんわけやから、その辺だけをちょっとお願いしておきたい。もう意見だけで結構です。

朝岡委員長 下村部長。

下村産業観光部長 指定管理の議決をいただきまして、協議内容がちゃんと決まりましたら、またご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑は。

岡本委員。

岡本委員 いろいろこういう議論をされているわけやけども、今、備品購入費、1億何ぼで予算計上されているわけやけど、今、議会に上がってけえへんということは、3月議会になると思うんやけども、もう既にいろんな準備をされていて、もう大体決まってるということ、ということは、3月の議会が始まって、最終議決になるのが25日、26日ごろかな。それから契約をして、購入するという手続きになってくるわけや。1週間で買わなあかん。そんなうまくはいかへんと思うけども、もうそれは既に今交渉に入っているということでもいいわけか。そこらをきちっとしとかんと、また前の給食やないけども、また買うてしもうてから契約するのやと、それだけはないようにだけしとかんと。やっぱり、もう余りそんなのをしたらあかんから、先に忠告だけしときますわ。

朝岡委員長 答弁よろしいですな、意見やから。

ほかに質疑はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 私も、今、このタイミングで質問というよりか、意見を述べさせていただきたいなと思うんですけども。そもそもこの道の駅をつくる目的、大前提である目的というのは、誰のためにつくっていくものなのか。地域活性化ということが大前提であると私は認識しているんですけども、地域を活性化するために、いろいろと今実績のある会社を持ってくる、それを選定の中にももちろん入れていく、これは今プロポーザルの考え方、このやり方の方法については、もちろんその考え方でいいと思うんですけど、まだ実績がない新しい会社が今1社来てるといことで、これは地域の中から設立、検討委員会等で何年も経て、期間を経て、この段階まで来られた。非常に今いろんなご指摘がある、ほかの委員たちの苦言も含めて、非常に参考になる指摘だと私も個人的には思っております。

これはやっぱりいろいろなご指摘を受けながらも、市の立場として、これからどういう方向性をとっていくのか、これはまだこういう事例が過去にどれだけあったかというのは、もちろんこれから指定管理料をとっていくのか、それとも、この運営に関して、市が助言していく中でつくり上げていくものというのは、大目的は何なのかというところの原点に帰るとすれば、やはり今議論していることについては、非常に重要な項目がたくさんあると思いますけれども、この指定管理を、もう1社しかない、この指定管理を受ける、指定管理をするということに対しての、非常にこれから心して運営について、それから、やはりこの地域の、例えば大きな会社が来たら、そこだけに利益を持っていくのか、それとも地域の中に、市民全体に利益配分していくのか、この考え方が一番大事なのではないかなというふうに思わせていただきますので、指定管理をこれから議決していくところの中で、やはり本質をしっかりと、そのあたりの気持ちを固めていきながら、葛城市民の手づくりのものをどう持ってくるか、市としてどういう、これに対して受けていくのかというところをこれから考えていただきたいと思いますので、答弁、もし、市長、そのあたりで所見があればちょっと一言、本当に心底どういう考えであるのかというところを、原点をもう一度聞かせていただきたいと思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 川村副委員長のご質問でございます。このたびいろいろと資料等、手間取っております。また、そのほかの書類等、なかなか皆さん方に議論できる準備をきちっと整えていなかったということに関しましては反省をいたしております。

ただ、これからも指定管理者を選んでいくということについては、これからも多々出てくることであろうというふうに思っておりますし、今まで11年間積み重ねてきたものに加えて、より適切に事務処理をしていけるように、また皆さんに議論していただけるように準備をしてまいりたいというふうに思っております。

そして、この道の駅の指定管理についてでございますけれども、地域活性の施策として、我々は皆さんに、市民の代表である市議会議員の皆さん方にこの案を提示させていただいておるといことでございます。手数料の問題であるとか、誰に利益を得てもらおうと思っっているのかというところでございます。農業、商工業ですね。やはり商業につきましても、毎年件数が減っている、商工会の会員数も減っているという状況の中で、商業の振興施

策というものを考えていかなければならない。当然、農業も、もう本当に米の価格も下がる一方でございます。また、そういう農業の振興策というものも議員の皆さんからお話を頂戴しておるところでございます。

生産物に対して価格保証をしていくという、国が今やっている施策であったりとか、減反をした場合に幾らか補てんをしていくとか、そういうようなやり方ではなく、農業者も含めて頑張っている人たちが、そのつくったものに対して自信を持って販売をしていく場所を提供していく、それを販売手数料をできるだけ少なくしながら、その利益を享受してもらえようような状況をつくりあげていく。先ほどウェルネス新庄のお話も出てまいりましたけれども、葛城市民も他のところの人たちも、この辺では一番安い価格を提供していくという話が出ていたと思います。

販売手数料のことに关しましても、やはりより多くの方々に、この出品の機会を得ていただくということとともに、葛城市の特に農業者の皆さん方が、どこよりも安い手数料で自分がつくったものを自信を持って出してもらえようような状況をつくり上げていくことによって、その販売機会をふやしていく、利益を得ていただく。そして、その安価な野菜や加工品やお魚や肉やパンというようなものを市民の方々に、バスもそこに接続したり、より通いやすい状況をつくる中で、市民の皆さん方によりよいものを買っていただくという形で還元をしていけるようなものにしてまいりたいというふうに思っております。それが地域の中で、その振興ということ、農商工業の振興をしながら、市民の皆さん方にも利益を還元していくことなんだろう、立ち位置の問題なんだろうと思います。

市が直接農業者に対してとか、商工業者に対して補助金を出したり、何か助成をしていくという考え方も振興策としてあろうかと思えますけれども、販売をする機会をふやしていくこと、また、そのハードルを低くしていくということで振興していくという考え方に立って、その助成を広い意味で振興させていくというのが、この道の駅を使っての地域振興政策なんだろうというふうに、そういう立ち位置に立って行政はこの地域振興棟を含めて、道の駅を推進しておるということでございます。

以上です。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 本当にそういうしっかりした基本の理念というものをどちらも持ち合わせてやっていかなければならないというか、今、新しい株式会社道の駅かつらぎの役員さんの名簿を見させていただきますと、まず葛城市の中で、それなりに1つのいろんなジャンルでご活躍いただいで、実績のある方たちの名簿であるというふうに私も認識します。こんな方たちが代表で、本当に地方創生につながる地域、まち起こしというものを責任を持ってやっていこうじゃないかという志が生まれることの大切さというか、それとともに、我々の方も、行政も、議員も含めて、本当に危なっかしいようなことがたくさん出てくる、まだ初めてやっていくことですから、たくさん出てくると思いますが、これはやっぱりしっかり応援して、支えていく覚悟でないとだめなんじゃないだろうかなというふうに思いますので、これからもまだまだいろんな点で、ちょっときょうの委員会もいろんなご指摘も多いということも再

度認識していただいて、これから一丸となって取り組んでいかれる方向で、私もこれについては一応再確認、もともとどういう意味合いを持ってこれをやるのかというところの話を持ち出しましたけれども、ぜひその軸をしっかりと持ってやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 この案件につきましては、議論も出尽くしたようなことですので、質疑を終結させていただきたいと、このように思います。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 ただいま上程の議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

募集期間の短さ、要綱の内容、それから役員メンバーの構成とかを見せていただきますと、これは指定管理者の指定と言いながら、株式会社道の駅かつらぎありきで進められてきたとしか言いようがありません。それから、一番の問題は、私たちは市民の負託を受けて、この議会に来させていただいているわけですけれども、後ほど協定書は決まり次第委員会という話もありましたけれども、利益配分を記載された協定書が提出されない中で、案でもいいんですけれども、市民の不利益になるかどうかということも検討できないということで、そういうことにつきまして今回は反対せざるを得ないというふうに思っています。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

西井委員。

西井委員 議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

さて、この指定管理者を定める条例につきましては、11月の臨時会において賛成多数で可決したところでございます。今回、指定管理者に選ばれました株式会社道の駅かつらぎは、葛城市商工会が中心となり、道の駅設立準備委員会を立ち上げ、企業理念や経営方針及び事業計画を定める運営基本構想をいち早く策定して公表されました。また、指定管理者の応募に当たっては、指定管理者募集要綱を遵守し、綿密な事業計画を提案してプレゼンテーションを行い、厳正な書類審査により選定されました。応募されたのが1社であったことは残念ではございますが、競争相手がなかったことは、このように、以前から設立準備委員会を立ち上げ、用意周到に準備された株式会社道の駅かつらぎの力が証明されたことを意味するのではないのでしょうか。

私はこの株式会社道の駅かつらぎが、地場製品の販売などを通じて、地域経済の活力を発揮していただける企業であることを祈念いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 私は議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場で討論してまいりたいと思います。

先ほどる質問いたしましたけれども、余りにも期間が短いということと、それから、今、賛成討論もありましたけれども、設立準備会、そういう人たちが加盟をしている、この同じ会社にまあ言ったら指定管理を任せていく、もうできレースもいいところやというふうに私は思うので、こういう決め方というのは、もう私は納得はできないということで反対したいと思います。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

下村委員。

下村委員 議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

来年の秋オープンを目指して着々と進められている道の駅かつらぎの運営方法につきましては、先の臨時会におきまして、先ほど、西井委員の答弁にもありましたとおり、臨時会におきまして指定管理者を定める条例を賛成多数で可決したところでございます。さて、今回の指定管理者を指定することについては、公告期間が短期間であり、手続き等に問題があると指摘されているようでございますけれども、この道の駅事業については、新市建設計画に基づいた事業であり、今に始まった事業ではございません。今回、指定管理者に選ばれた株式会社道の駅かつらぎは、市が提供する情報をいち早くキャッチして事業に着手され、公告に応募をされたわけでございます。また、選定に当たっては、プレゼンテーション及び厳正な書類審査により決定されたと聞き及んでおります。まさしく企業努力の賜物であると私は認識しております。

よって、この株式会社道の駅かつらぎは、道路使用者の利便性の向上を図ることはもとより、地域情報の発信、地場製品の販売等を通じて、観光、産業及び文化の振興を図るとともに、地域経済の活性化と魅力ある地域づくりができる事業者であると確信して、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 私は議第69号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について、反対の立場から討論をいたします。

今回の新道の駅かつらぎは、当初の新市建設計画にはありませんでした。「當麻の家」があったからです。ただ、そのエリアとして、地域振興に使うというエリア指定はありました。しかし、具体的に何をするのかというのは、幅広く、その事業内容を検討すべきエリアであったと僕は理解しています。

それで、今回の指定管理の指定につきましては、余りにも情報が不足している。だから、本来、議案を提出されるのであれば、資料請求する前に、そういう資料を添付されて、それで一定の理解を深める必要があったのかと思います。それと、一番気になったのは、やっぱり備品の購入ですとか、修繕費が市の負担にもうほとんど多分なっていくんやろうと思います。そういう形の指定管理の契約を結ぼうとされているということが、やはり懸念されます。

それと、事業というのは非常に難しいんですよ。箱をつくるのは簡単だけど、それを成り

立たせる組織であったりとか、運営であったりとか、そういうちゃんとしたものを計画の段階でばしっと決めていかないと、先に建物だけでできてしもて、後で準備していきますというようなやり方では事業というのは成功しない、それは民間であっても、公共事業であっても、全て同じだと思います。

そういう意味において、今回のこの指定管理が本当に市民のためになるのかというのは、私にとっては疑問がかなり残ってます。後ほど協定書を、またでき上がったものをいただけるということなので、そのときにまたいろんな検討は加えさせていただきたいと思いますが、今回の指定管理については、以上の理由をもちまして反対の立場をとります。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございます。よって、議第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、議第70号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になりました議第70号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づきまして、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴い、本市におきます個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものでございます。

個人番号の利用範囲につきましては、この番号法の第9条に規定されておりまして、第9条第1項におきましては、法定利用事務に係ります規定がうたわれておるところでございます。本条例に関しましては、次の第9条第2項におきましては、社会保障、地方税または防災に関する事務につきまして、地方公共団体は条例で定めることにより、個人番号を利用することができることとされている、いわゆる独自利用事務でございます。第9条第2項でうたわれておりまして、この規定に基づきまして、個人番号の今回の独自利用事務に関し、必要な事項を定めるといった内容でございます。

なお、マイナンバー制度の概要を含めまして、お手元に配付のチラシ等にもよりまして、課長より説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 安川総務財政課長。

安川総務財政課長 総務財政課長の安川でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、私の方から本条例案の制定内容につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、第1条における条例制定の趣旨についてでございますが、これは先ほど山本部長から説明のありました内容でございます。

次に、第2条では、番号法に示された用法についての定義でございます。

第3条では、番号法の規定に基づき、個人番号を利用し、また個人番号を含む個人情報であるところの特定個人情報を提供することとなりますが、この場合におけます市の責務を定めるものでございます。

次に、第4条の個人番号の利用の範囲についてでございます。

まず、第1項の規定は、番号法第9条第2項での条例で定める事務としまして、6ページの別表第1に、本市における個人番号を独自利用する事務を定めております。なお、この表の機関の欄1から5は、福祉医療費の助成に関する事業で、保険課が所管課となり、また、6及び7につきましては、障害福祉に関する事務で、社会福祉課が所管となります。

また、第2項の規定につきましては、本市が市長部局内におきまして、独自利用事務等の庁内情報連携について定めるものでございます。6ページから9ページに別表第2がございしますが、こちらに係る事務につきましては、特定個人情報を庁内連携できるように規定するものでございまして、機関欄の1から7は別表1に規定した独自利用事務に関する庁内連携を規定するものでございます。

例えば、1番目のひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務でございますが、地方税関係情報や生活保護情報関係のほか、各福祉医療に該当していないかどうかを庁内情報連携により確認できるよういたしております。8番目、9番目につきましては、法定利用事務であっても、法に規定されていないものにつきまして庁内連携する必要がございますので、ここで定めるものでございます。

次に、第4条第3項の規定につきましては、情報提供ネットワークシステムを介することにより、他の市町村等と情報連携が可能になりますが、本市が保有する情報につきましては、庁内情報連携により必要な情報をやりとりすることができるための規定をいたしております。なお、第2項及び第3項におけますただし書きにつきましては、情報提供ネットワークシステムを使用して入手した情報につきまして、庁内情報連携により使い回すことなく、逐一情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会するよう定めるものでございます。

第4条第4項の規定につきましては、第2項に基づく庁内情報連携において、他の条例及び規則等の規定により、書類の提出を義務づけている場合であっても、庁内情報連携により必要な情報が確認できる場合は、書類等の提出義務を免除するという規定でございます。

第5条につきましては、本条例につきまして、必要な事項を規則に委任するという内容でございます。

最後に、附則の内容でございますが、本条例の施行日を平成28年1月1日とし、また、第4条第2項及び第3項のただし書きは、情報提供ネットワークシステムに係る規定でございますので、同システムによります情報連携が開始されます政令で定める日からの施行となっております。

あと、お手元に配付させていただいてます別添資料といたしまして、マイナンバー制度と条例のイメージ図というカラー刷りのA4判をお渡しさせていただいてますが、こちらにつきましてご説明申し上げます。

この資料の中央部、水色の線より上がマイナンバー法や本条例案での特定個人情報の利用形態のイメージ図となります。ちょうど上段真ん中に情報提供ネットワークシステムという枠がございますが、これはマイナンバー法の規定に基づき総務大臣が設置・管理するもので、マイナンバーと関連づけられた個人情報を関係機関の間でやりとりするためのコンピューターネットワークシステムのことでございます。ちょうどそのシステムを境といたしまして、右側に他市町村の個人番号を連携するものと、左側に葛城市とオレンジ枠で大きくくくったものがございます。今回の利用条例の内容については、この左側の葛城市の情報について制定するものでございまして、左上に保険課、社会福祉課とございますが、これは法定事務及び独自事務について規定された内容をあらわしておりまして、本市が保有する情報を庁内連携できることができるものについては、両矢印に伴います庁内情報連携ということで、左側及びその下側に書いております。

先ほども例にございましたように、内容によっては、上の保険課の事務から、あるいは下のその他の課としまして、税務情報をやりとりする、こういった内容をこの例として示したものでございます。ちなみに、中央部より下の内容についてご説明申し上げます。これにつきましては、通知カードが現在送られておりますが、申請によりまして、顔写真のついた個人番号カードというのがちょうど真ん中ぐらいいございますが、この裏面にICチップというものが埋め込まれております。ここで、この空きエリアを利用しまして、例えば多目的利用といたしまして、図書カードや住民票のコンビニ交付等の利用ができるということで、これはまた別途新たに条例を制定することになります。なお、左側のマイナポータルにつきましては、これは国の情報の中で、個人情報のやりとり等の情報を個人のパソコンを用いまして情報を引き出せるということでの規定になっております。

以上が全容内容でございます。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論も終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第72号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井監査委員事務局長。

中井監査委員事務局長 監査事務局の中井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程となっております議第72号、葛城市監査委員条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の葛城市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、定期監査の実施期間を延長することにより、より一層の充実した監査運営を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元に配付させていただきました新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。ちょうど真ん中のあたりでございます、第3条でございます。定期監査です。内容は、法第199条第4項の規定による監査は10月または11月にこれを行うとなっております。右側の新しい部分をごらんください。法第199条第4項の規定による監査は、毎年10月から翌年3月まで行うといった内容に改正するものでございます。

地方自治法第199条第4項では、監査委員は毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業を監査しなければならないと規定されております。その定期監査につきましては、改正前は10月と11月に実施してございましたものを、改正後は10月から2月末までの期間に実施する内容となっております。また、第4条の改正につきましては、文言の整理となっております。

最後に、附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、これで葛城市監査委員条例の一部を改正することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いたします。

朝岡委員長 ただいま説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開させていただきたいと思います。

次に、議第73号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になりました議第73号、葛城市税条例の一部を改正する条例につきましての説明をさせていただきます。

この議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日公布されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、番号法の公布に伴う所要の措置で、法律にあわせて個人番号または法人番号等の規定の整備を行うものと、旧3級品の製造法たばこに係ります特税税率を段階的に廃止する内容と、そして、国税の猶予制度の見直しに伴いまして、条例委任時効が設けられたことに伴い、徴収猶予と換価の猶予の方法などの整備を定めるものでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。

1ページをごらん願いたいと思います。中段の第2条第1項の第3号と第4号に係ります改正でございます。番号法の公布に伴う所要の措置で、法人番号等の規定の整備を行ったものでございます。

次に、1ページ後段の第8条から6ページ中段の第12条までの条文につきましては、国税の猶予制度の見直しに伴い、条例委任事項として新たに定めたものでございます。第8条におきましては、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法に関する定めを、2ページの下段、第9条におきましては、徴収猶予の申請手続き等に関する定めを行っております。この中の第1項第6号では、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合の担保の位置づけを国税準拠のもとに行っております。

次に、4ページ下段の第10条につきましては、職権による換価の猶予の手続きなどの定めを、続く5ページの第11条では、申請による換価の猶予の申請手続き等に関する定めを行っておりますが、申請による換価猶予の期間につきましては、国民健康保険税の期別を考慮いたしまして、国税準拠では納付期限から6カ月となっておりますが、本市は法律での1年以内を受けて、その期間を12カ月といたしております。

6ページに入り、中段の第12条でございます。担保を徴する必要がない場合を定めておきまして、猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3カ月以内の位置づけを国税準拠のも

とに行っております。第13条から第17条までにつきましては削除となっております。続く第18条につきましては、地方税法の位置づけを第8条第1項で行ったことによる文言整理でございます。

次に、7ページ中段をごらん願いたいと思います。第23条第2項、市民税の納税義務者等に係る改正でございます。平成26年度税制改正で見直しが行われました法人税法におきます外国法人の日本国内に所在する恒久的施設の明確化について、地方税法に同様の規定が創設されたことに伴い、引用条文の整理を行ったものでございます。

次に、第23条第3項に係る改正でございます。地方税法施行令の位置づけを、第9条第2項第4号にて行ったことによる文言整理でございます。続く第33条第2項の、所得割の課税標準に係る改正でございます。所得税法改正にあわせての改正で、所得税における国外転出時課税の創設に伴いまして、個人住民税の所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするといった内容でございます。

11ページ上段をごらん願いたいと思います。第36条の2第8項、市民税の申告に係る改正でございます。番号法に伴う法人番号の規定の整備でございます。

12ページの上段、第36条の3の3の第4項の改正でございます。所得税法の改正にあわせての改正で、第3項の追加による項ずれ整備でございます。

次に、12ページ下段から13ページにかけてでございます。第51条第2項、市民税の減免に係る改正でございます。減免の申請期限を各市町村の実情に応じて規定することを明確化されたことに伴いまして、これまでの納付期限前7日から納付期限に改正いたすものでございます。次の第2項第1号は、番号法に伴う規定の整備でございます。第2項第2号、第3号につきましては、第1号の新設による項ずれでございます。

続いて、第63条の2第1号に係る改正でございます。番号法に伴う規定の整備でございます。

続きまして、14ページ上段から30ページにかけての改正でございます。この間の改正につきましては、各税目に係ります減免の申請期限、先ほど申しました納付期限前7日を納付期限に変更した、この減免の申請期限を市町村の実情に応じて規定することに伴う改正をいたすもの、また、番号法に伴う個人番号、法人番号等の規定の整備を行ったものでございます。

次に、30ページの下段でございます。税条例の附則第16条の2、たばこ税の税率の特例に係る改正でございます。地方税法の改正に伴いまして、旧3級品の製造たばこに係ります国及び地方のたばこ税の特例税率を段階的に廃止する改正でございます。

最後に、31ページから43ページにかけての附則についてでございます。附則第1条は、施行期日を定めております。施行期日につきましては、個人番号または法人番号に係る規定につきましては、番号法にあわせ、平成28年1月1日から、また、徴収猶予と換価の猶予に係る規定、たばこ税の特例税率廃止についての規定につきましては、平成28年4月1日からとなっております。

次に、経過措置でございます。附則第2条は徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を、また、附則第3条から附則第8条につきましては、市

民税、固定資産税初め各それぞれの税目に係ります経過措置を規定化した内容となっております。

以上、葛城市税条例の一部改正につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論はないようでございますので、討論も終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、議第76号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 引き続き、議第76号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましてのご説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が平成27年9月30日に公布され、これにより本条例の基準となります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で、他の法律による年金との併給調整規定に所要の改正がなされたことに伴いまして、本条例におきまして必要な改正を行うものでございます。

改正内容については、政令条文を引用しております本条例での条文文言の整理と追加費用対象期間のある共済年金につきましては、厚生年金と同様に扱うこととされたこと、また、特殊公務災害に係ります年金たる損害補償が支給される場合、他の法律による給付との調整に係る率の見直しがなされたといった内容でございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

まず1ページよりお願いいたします。附則の第5条でございます。他の法律による給付との調整に係ります規定の改正でございます。まず、第1項の条文中、当該損害補

償を当該年金たる損害補償に、また、掲げる年金たる給付を、掲げる当該法律による年金たる給付等の改正部分につきましては、政令改正に伴う引用条文の文言整理を行ったものでございます。

続く表でございますが、この表の左の欄が、年金たる損害補償の種類をあらわしており、真ん中の欄が、他の法律により給付の支給を受ける年金、そして、右の欄が併給となることによる調整の率を記しております。

今回の改正で、まず左の欄では、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、それぞれで新たに本条例18条の2に規定いたします特殊公務災害、すなわち生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下におけます公務上の災害に係る場合とそうでない場合に区分され、調整率も見直されたわけでございます。

1 ページから 3 ページにかけての第 5 条第 1 項に係りますこの表は、厚生年金保険法及び国民年金保険法の規定による障害基礎年金、遺族基礎年金の支給を受けている場合、本条例の規定による年金たる補償の額との調整をあらわしておりまして、今回の改正で、まず傷病補償年金では、左の欄の年金区分を特殊公務災害に係らない場合の傷病補償年金を 1、また、特殊公務災害に係ります場合の傷病補償年金を 2 と、新たに区分位置づけがなされたとともに、真ん中の欄の他の法律により給付の支給を受ける年金の定めでは、厚生年金保険法による障害厚生年金の次に、新たに平成24年一元化法の附則で規定されている追加費用対象期間のある障害共済年金を障害厚生年金等として、同様に取扱うこととされたことによる改正でございます。また、右の欄の調整率につきましては、特殊公務災害に係ります場合の傷病補償年金の調整率は、従前の0.73から新たに0.82と引き上げ調整を図られたところでございます。続く 2 ページ中段に記された障害補償年金、また 3 ページでの遺族補償年金につきましても、同趣旨・内容での改正を行ったものでございます。

次に、3 ページの中段に当たります第 2 項の条文中の文言改正でございます。いずれも政令改正に伴う引用条文の文言整理を行ったものでございます。

また、4 ページから 6 ページにかけての第 5 条第 2 項に係りますこの表につきましても、厚生年金保険法、平成24年一元化法、また国民年金法、それぞれの法律規定によります障害厚生年金等、また障害基礎年金などの支給を受ける場合の調整をあらわしておりまして、先ほどの第 1 項での表と同じ趣旨の内容での改正を行ったものでございます。

次に、6 ページの中段から 7 ページにかけての第 3 項の条文中の文言改正でございます。いずれも政令改正に伴う引用条文文言の整理を行ったものでございます。

また、7 ページから 10 ページにかけましての第 5 条第 3 項に係りますこの表につきましては、旧の船員保険法、また旧の厚生年金保険法、旧の国民年金保険法、それぞれの規定によります障害年金の支給を受ける場合の調整をあらわしておりまして、これまでの第 1 項、第 2 項での表と同じ趣旨内容での改正を行ったものでございます。

次に、10 ページの中段の第 4 項から 11 ページの条文中の文言改正でございます。これらにつきましても、いずれも政令改正に伴います引用条文、文言の整理を、表形式による整理等を行ったものでございます。

12ページ、本条例改正に伴います附則でございます。附則の第1で施行期日を、また、附則の第2で経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第76号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより、議第77号、訴えの提起についてを議題といたします。

本案に対する、提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願ひします。

ただいま議題となりました議第77号、訴えの提起につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、資料としまして、住宅地図のコピーを配付させていただいておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

本案につきましては、昭和57年に、北葛城郡新庄町大字疋田におきまして、開発行為が行われた際に、北葛城郡新庄町大字疋田字コウベ40番地の一部、41番地の一部、43番地12、43番地13、43番地16、44番地5及び44番地6の公共施設の道路が設置されました。お手元に配付させていただいております図の赤色着色部分から南に延びる道路で、西側に折れて、西側に延びる、この逆L字の道路になります。そのうち、図の赤色に着色している部分につきまして、開発の翌年、9月9日の工事完了公告の翌日に、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、公共施設の道路の所有権が当該道路を管理すべき新庄町に帰属したものととして、合併によりこれを継承する葛城市が土地所有権確認等請求事件の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、簡単ではございますが、ご説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。議第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時50分

再 開 午後1時52分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決につきまして議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託されておりますので、本員会に関係部分を提案者の内容説明を求めたいと思います。

山本総務部長。

山本総務部長 説明に入る前に一言おわびを申し上げます。今回の一般会計補正予算(第5号)に至りましては、市議会また議員皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げます。今後、このような事態を招くことのないよう気を引き締め、また、原課との確認強化に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程になっております議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成27年度葛城市一般会計補正予算(第5号)についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,876万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ169億2,935万5,000円といたすものでございます。また、第2条では地方債の補正をお願いいたすものでございます。

なお、分割付託されておりますので、これより当常任委員会に付託されております部分と各費目の人件費も含めてご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。第2号の地方債補正についてでございます。

補正の内容は変更でございます。起債の目的、合併特例事業で、補正前の限度額10億780万円を、補正後9億7,750万円に、次の社会資本整備総合交付金事業では、補正前の限度額4億7,700万円を、補正後4億5,680万円、また、防災対策事業では、補正前の限度額5,710

万円を補正後6,690万円に、幼稚園施設整備事業では、補正前の限度額7,250万円を補正後9,670万円に、臨時財政対策では、補正前の限度額7億1,000万円を補正後6億5,200万円に、それぞれ変更いたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなっているところでございます。

続きまして、事項別明細書の9ページをお開き願いたいと思います。歳出から説明をさせていただきます。まず、1款議会費でございます。補正額が67万1,000円の追加で、人件費の補正でございます。なお、人事異動等に伴います人件費の補正につきましては、各費目全般にわたっておるわけございまして、一般会計全体で減額の1,388万4,000円となっております。

続きまして、2款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額が減額の1,611万6,000円、これにつきましても人件費の補正でございます。

次に、3目会計管理費でございます。補正額41万6,000円の追加で、臨時雇用賃金となっております。

次に、7目交通安全対策費でございます。補正額1,600万円の追加で、市道に係る測量設計等委託料と工事請負費となっております。

次に、2項徴税费、1目税務総務費、補正額は減額の26万円、人件費の補正でございます。

11ページをお開き願いたいと思います。3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。補正額が減額の403万9,000円、このうち14節使用料及び賃借料、また18節備品購入費を除きます分、減額583万1,000円となりますが、人件費の補正でございます。

次に、4項1目人権啓発費でございます。補正額が減額の85万9,000円、これにつきましても、人件費の補正でございます。

次に、5項1目選挙管理委員会費でございます。補正額50万8,000円ございまして、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴います選挙人名簿システムの改修委託料となっております。

続いて、3款民生費の1項、社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。補正額が減額の558万1,000円、このうち12節役務費、19節過年度分後期高齢者医療療養給付費等負担金を除きます分、減額の856万7,000円となるわけでございますが、人件費の補正でございます。

13ページでございます。6目いきいきセンター管理運営費、補正額は22万5,000円の追加、続く9目臨時福祉給付金事業費では、補正額38万6,000円の追加、いずれも人件費の補正となっております。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。補正額が減額の1,208万9,000円、このうち20節扶助費を除きます分、これが減額の1,623万9,000円となるわけでございます。人件費の補正でございます。

次に、3目保育所費、補正額が減額の509万4,000円、ページ変わりましたの、次の4目児童館費での補正額1万9,000円の追加につきましては、いずれも人件費の補正となっております。

次に、3項1目国民年金事務取扱費でございます。補正額84万9,000円の追加ござい

す。このうち3節職員手当等42万円が人件費の補正となっております。

次に、4項1目生活保護総務費でございます。補正額357万9,000円の追加、4款衛生費、1項6目保健施設費、補正額893万9,000円の追加、いずれも人件費の補正となっております。

続く7目環境衛生費、補正額は減額の128万7,000円、このうち8節報償費、11節需用費を除く減額177万4,000円につきましては、人件費の補正となっております。

2項1目清掃総務費、補正額が減額の769万5,000円、人件費の補正でございます。続く2目塵芥処理費でございます。補正額が361万1,000円の追加、このうち11節需用費を除く211万1,000円につきましては、人件費の補正となっております。

次に、3目し尿処理費、補正額374万5,000円の追加、5款1項2目農業総務費での補正額671万2,000円の追加、19ページの6目農地費、補正額467万8,000円の追加から、20ページ、6款土木費の1項1目土木総務費の補正額568万4,000円の追加までにつきましては、いずれも人件費の補正となっております。

21ページ、2項道路橋りょう費の1目道路橋りょう維持費でございます。補正額が500万円の追加、工事請負費の追加でございます。

続く2目道路新設改良費、補正額が3,000万円の追加でございます。道路新設改良事業に係ります工事請負費の追加でございます。

次に、3目尺土駅前周辺整備事業費、補正額が減額の1億5,779万2,000円、当該事業に係ります補償費、道路用地購入費の減額、そして、人件費の減額となっております。

続く4目国鉄・坊城線整備事業費、補正額が減額の5,842万6,000円、工事請負費の減額と人件費の減額となっております。

次に、5目地域活性化事業費、補正額が1億3,418万8,000円の追加、工事請負費の追加と人件費の減額となっております。

次に、6目社会資本道路改良交付金事業費、補正額が減額の5,000万円、工事請負費の減額となっております。

23ページ、4項1目都市計画総務費でございます。補正額524万5,000円の追加、需用費と人件費の追加でございます。

次に、4目吸収源対策公園緑地事業費で、補正額が110万8,000円、当該事業に係ります測量設計等委託料と公園用地購入費の減額、また、工事請負費と人件費の追加となっております。

続いて、8款教育費の1項2目事務局費でございます。補正額が1,443万4,000円でございます。このうち28節操出金を除く513万4,000円につきましては、人件費の補正となっております。

続く2項1目学校管理費、小学校の管理費でございます。補正額が減額の930万円でございます。このうち13節の委託料、15節の工事請負費を除く38万円については、人件費の補正となっております。

次に、3項中学校費、1目学校管理費で、補正額が60万円でございます。人件費の補正と

なっております。

次の4項幼稚園費の1目幼稚園管理費、補正額2,031万5,000円でございます。このうち、13節の委託料を除く減額の463万9,000円につきましては、人件費の補正となっております。

続いて、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額103万5,000円から、27ページ、8目歴史博物館費、補正額15万円までにおきましては、いずれも人件費の補正でございます。

次に、6項保健体育費、2目体育施設費でございます。補正額39万2,000円の追加でございます。このうち13節委託料を除く66万1,000円につきましては、人件費の補正となっております。

次に、29ページをお開き願います。本補正予算に係ります給与費の明細書でございます。まず特別職でございます。補正前と補正後の比較で申し上げます。この内訳の一番上の長等と書いております。この長等といたしましては、給料で減額の102万6,000円、その他の手当で4万1,000円の減額、共済費で5万8,000円の追加、合計、減額の100万9,000円となっております。

次に、その他といたしまして報酬で55万3,000円の減額となっております。

続いて、一般職についてでございます。30ページでございます。給料、職員手当あわせましての給与費で、567万6,000円の追加、共済費で減額の1,201万9,000円、合計、減額の634万3,000円となっております。給与費明細につきましては以上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。6ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金、2項5目土木費国庫補助金でございます。補正額が減額の6,644万円でございます。内訳といたしましては、国鉄・坊城線整備事業補助金、減額の3,190万円、地域活性化事業補助金5,940万円の追加、交通安全対策事業補助金825万円の追加、社会資本道路改良交付金事業補助金、減額の2,750万円、尺土駅前周辺整備事業補助金、減額の7,469万円となっております。

次に、3項1目総務費委託金でございます。補正額が25万3,000円、選挙人名簿システム改修交付金となっております。

7ページでございます。14款県支出金、2項4目農林商工費県補助金でございます。補正額が200万円、持続的観光パワーアップ補助金となっております。

次に、15款財産収入、2項2目不動産売払収入でございます。補正額が1,881万7,000円、公共用地売払収入となっております。

続く18款繰越金、前年度繰越金1億3,268万3,000円の追加でございます。

8ページ、19款諸収入でございます。3項4目雑入で、補正額が2,160万8,000円の追加でございます。次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金となっております。

次に、20款市債でございます。1項1目総務債につきましては、補正額が減額の3,030万円でございます。合併特例債の減額でございます。

次の3目土木債につきましては、補正額、減額の2,020万円でございます。社会資本整備総合交付金事業債の減額でございます。

続く4目消防債につきましては、補正額980万円の追加、緊急防災減災事業債への組替な

どによるものでございます。

続く5目教育債、補正額が2,420万円の追加で、緊急防災減災事業債への組替などによるものでございます。

最後に、6目臨時財政対策債でございます。補正額が減額の5,800万円でございます。

以上、簡単ではございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明をいただきました、本委員会に関係部分の件についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

下村委員。

下村委員 減額補正ということで、ページ数で言いますと、21ページの尺土駅前周辺整備事業費で、道路用地購入費で3,600万円の減額と、補償金が1億2,000万円の減額ということなんですけど、地元にながら、もう一つ内容がわからないところもあるので、この説明と言いますか、内容をちょっと教えてほしいんですけども。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 都市整備部の木村でございます。よろしくお願いいたします。

尺土駅前周辺整備事業の減額につきましては、国からの補助内定通知によります、当初予算に対する補助内示が少なかったための減額でありまして、事業費といたしましては、2億3,220万円の執行を振り分けた際に、用地費、補償費等が補助執行に見合う分を執行した場合、残りの減額補正ということになっております。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 100%理解はようしないんですけども、平成27年度の予定と言いますか、道路の買収なり、また補償なりということで、それが実行できなかった分を減額補正すると、そして、平成28年度にまた用地購入なり、補償額ということで出てくる、そういうことですか。違いますか。

大体地権者はもう決まっていますね、買収するところはね。努力いただいているのはわかるんですけども、なかなか前を向いて進行しにくいところもありまして、その分が減額補正されているのかなと思ったりするんですけども、ちょっとそこのところ、もう少しはっきりと教えてほしいんですけど。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 当初の国費を2億5,465万円の歳入予定をしとったんですけども、先ほど理事の申しましたように、国費の内示が1億3,596万円という中で、内示割れがしとったわけでございますので、その分の事業執行ができなかったということでございます。当然、未買収の公有財産等も、用地等もございますので、それにつきましては、改めて平成28年度に要望いたしまして、予算要求を行いたい。あくまでも事業は当然未完了ですので、執行できなかったというよりも、国の国庫補助金の内示割れに伴う分の減額をさせていただいているということでございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 今の副市長の説明で大方は理解いたしました。実はこの予算案、一般の方からちょっと言われたんですよ。尺土駅前事業、えらい減額になるらしいなど。それを何か、道の駅にその分持っていかれるらしいなどかいう、こういう事実ではないようなうわさと言いますか、そういうのを私にちょっとぶつけられたのでね。これははっきりと私も理解をしながら返答はしなければいけないなど、そういうこともありまして。

それと、もう一つ、これも何のときでしたか、12月にある組織の会合に出まして、當麻大字の方に言われたことが1つあるので、この際にちょっと言っておきたいんですけども、市長も副市長も理解はされてると思うんですけども、この南側、なかなか全て買収というのが難しいのはわかっているんですけども、これはもうより一層努力をいただいて、もう年数も、来年度には全部やってほしいなど、これは思うんですけども、その引き続き北側の駅前広場と言いますか、そして、弁之庄・木戸線というのが、もう恐らく県の方では不可能に近いような形になってると思うので、北側と言いますか、駅から国道166号線まで抜く道路を必ず新設してほしいという強い要望を私も、これは當麻大字の方から聞いたんですけども、そこのところも、はっきりと今返答というのは、それは難しいか知りませんが、頭の中に入れていただいて、その方向に向けるかどうかというのを返答だけいただきたいんですけども。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 今おっしゃっている北側の分でございます。当然南側についてはご承知のように用地買収等、おこなっているわけでございますが、その分につきましては、鋭意用地交渉を行ってまいっているわけでございます。北側につきましても、今現在、国なり県に有利な補助金制度を探るべく、今は検討をさせていただいております。とにもかくにも南側をまず整備させていただきたい。それにつきまして、あわせて北側についても事業ができるように検討している最中でございますので、その辺の詳しいことにつきましては、国等との要望なり、そして、当然議会にもご説明もいたさなくてはならないというような段階でございますので、今現在はそういう中で補助事業を模索しておるということでございます。

以上です。

朝岡委員長 調査案件の中でもご議論いただけることなので、そのようにさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、補正予算について質疑をしていきたいと思っております。

まず初めの人件費の関係ですけども、今、この補正で、時間外手当、ずっと今、補正の分だけ足し込んでいったら1,500万円余り増額になっていると。それと管理職、特別勤務手当、これが今当初予算で計上しているのは臨時福祉給付金事業費、この中で14万4,000円計上しているだけや。それについて、今になって何でこの管理職の特別勤務手当が出てくるのやということをお伺いしたい。

それと、時間外手当というのは非常に難しい問題やと思っております。私が記憶にあるのは、大

体1人年間200時間ということも1つ決められたと思います。皆さん方、一生懸命仕事していただくのやから時間外手当をもらうのは当然や、私はこの理解もできます。しかし、皆さん方のこの財源は何やねんと、全て税金やないかということになれば、やっぱり職員にも協力を願って、時間外手当を倅約できるまで倅約していく、こういう姿勢やないと、よその市町村でボーナスカットはないけども、民間ではボーナスカットとか、いろんなことを言われているわけや。公務員というのは、座ってたかって金は入ってくる。何や言ったら税金が皆入ってくるわけや。汗水たらしてもうけた金と違うわけや。その辺もやっぱりよく理解していただいて、私、きついかわからんけども、やっぱり時間外手当、要るものは要るのやということやなしに、そこらを、それは言うのは難しいと思いますよ。やっぱり基本的に職員に協力願うところは協力願ってもらう、こういうことについて、理事者の方、どういうふうにお考えになっているのかお教えいただきたい。

それと、さっきも言いました管理職特別勤務手当。管理職手当は皆いただいているわけですな。10%、15%いただいているわけ。だんだん時代が変わってきて、給料に応じて何%になってるわけ。昔は一律何ぼって来たわけやろう。それをして管理職手当をもうてるわけや。それは確かに管理職になって、祭日、いわゆる時間外に出ていかんなん仕事はようけある。特に事業課の用地交渉、晩、夜中の11時、12時も行かなあかん。それはやっぱり自分に与えられた仕事やという解釈でいかないと、仕事してるからもらうのは当然やと、そうではないと思いますけどね。皆、時間外とかそんなのみたいな銭もらおうと思って仕事していると違うわけや。どうしても時間外で仕事をせな片づいていかへんということやっておられる。それはようわかります。そやけども12月に1,500万円って大きな金や。これは予算やから、必ず全部使いますという約束はないわけやけど、これをさっと出されてきたら、やっぱり我々としても、そうですかというわけにはなかなかいかんということで、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、交通安全対策費1,600万円、増額補正になつとるわけやけども、これの内容を教えてください。

それから、21ページ、道路橋りょう維持費で工事請負費500万円、道路新設改良費3,000万円、こういうふうに出てきてるわけやけども、先ほど言ったように、全て市の、全て満額税金かけて道路維持費にしたって改良もやってる。今は金あるからいいけども、もし金がのうなったときに、これだけ道路新設改良や道路維持費に金をかけていけるんかということや私心配して言ってるわけですわな。この道路新設改良の中身を教えてください、工事請負費の。私の記憶では、今現在の予算1億円、今これが通ったら1億3,000万円、これの80%が舗装の工事や。道路新設改良費のこの目、目的は何やねん。道路をつけていく、舗装はそのぐらいここでするべきものじゃないやないか。今、ずっと見させてもうとつたら、新設改良、大半が舗装工事や。確かに葛城市内の道、本当によくなってます。今までのように穴こぼもない。それは結構なことや。そやけども、補助事業でいけるならいいけども、全て単独で毎年1億3,000万円、1億5,000万円、金かけてやっていかんならんことはわかるけども、補助事業をもらわんと、これだけの予算を使っていけるのかということをお尋ねしたい。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 ただいまの人件費の時間外と管理職特別手当の管理職員の特別勤務手当の件を答弁させていただきます。岡本委員ご指摘のように、時間外勤務手当、今、補正させていただいているわけですが、これにつきましては、やはり職員、8時半から5時15分まで、座っているのじゃなくして、一生懸命仕事を行っているわけですが、その中で業務が、多忙の中で時間外勤務を職員にお願いをしているということですが、

確かに職員が協力という表現をされたわけですが、どの辺を職員に協力していただくのか、大変難しいわけですが、協力していただいているのは、昼休み等については、やはり部署によりますと、昼休みも仕事を行ってもらっているというのが、それは私の解釈としては協力かなというようには思いますけども、時間外につきましては、やはり与えられた権利でございますので、そういう中で補正をさせていただいたということですが、

そして、管理職員の特別勤務手当につきましては、今年度より、災害時のときの台風等、大雨警報等が発生しましたときに特別の勤務手当、あとの一般職につきましては超過勤務手当で対応を行っておるわけですが、管理職員に関しては今まで当然何の措置もしておりませんでしたので、今年度より、その待機職員に対する管理職に対する勤務手当ということですが、

以上です。

朝岡委員長 木村都市整備部理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 ただいま岡本委員のご質問ですが、交通安全対策費につきましては、疋田23号線、通学路になっておる道路でございますが、その通学路の改良工事に伴う委託料及び工事請負費でございます。

次に、道路新設改良費でございますが、箇所といたしましては5カ所ございまして、岡本委員のおっしゃられましたように、舗装が4カ所、あと1カ所が道路改良でございます。舗装の割合が多いということですが、地元要望なり、道路パトロールを行う中で、その道路の現状を確認した上で、やはり舗装が悪いところについては、交通量の多いところにつきましても重大事故につながりかねませんので、そういうふうな意味でも、道路新設改良費で工事をお願いしたいということですが、

以上です。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 道路維持費でございますが、当初予算の中で緊急工事費ということで予算をいただいたというのもございますが、その分の執行を行う中で、新たにまた洗掘なり、吸い出し等で緊急の工事が発生しておる中で、今回補正をお願いして、緊急工事を施工したいということですが、

以上です。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 もう1点ご指摘の、当然単費で道路維持と新設改良は行っているわけですが、交付金等がある場合につきましては、有利な分で、過去にも申請を行ったわけですが、

今年度につきましては、前年度よりも少なく予算の要求をさせていただいていたわけでございます。その中で、今、理事が申しましたように、やはり住民の方々の安全を守るべき舗装等も行っているわけでございますが、今まではオーバーレイという手法が多かったわけでございますが、今につきましては、一応切削を皆行いましての舗装を行っております。と言いますのが、オーバーレイを行いますと、だんだん道が高くなっていく中で、住宅地に関しますと雨水等の流入も考えられますので、今は必ず切削を行って舗装を行っております。重々、ご指摘のように単独事業でございますので、大字要望があれば即工事ではなくして、現場で十分な地元との協議も行いまして、工事を行っております。決して単独でございますので、要望があればすぐということはないですので、その辺、大字要望等、毎年何百という数が出てくるわけでございますが、それを精査させていただきながら工事を行っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の方から答弁あったわけですが、特に時間外手当、協力という言葉という話もあったわけやけどね。私の言いたいのは、それは要るものは要る。そやけども、何もむちゃくちゃ使っているとは言わへんけど、やっぱり時間外手当とかやったら、皆、私が思っているのは、私もそやけども、税金で飯を食わせてもうてるわけや。税金で全てやってもうてるわけや。それを念頭に置いたときに、副市長の言われるように、何ももらうのが当たり前やと言ってるとは言わへん。協力してくれということはどういうことや。職員にひとつ、年間1,000時間残業するけども、200時間でその仕事をしてくれへんかと。これは協力や。そういうことをやっぱりやっついていかないとね。私の言ってるの、むちゃかもわかりませんで。

実際に市長の考えがそんなのやったら、私はもうちょっと税金というのは考えてもらわんと。要るものは要るのわかります。そやけども、ほかのところから見ていって、職員が気の毒なことを言ってるのはようわかってますがな。そこらもしっかり考えながらやっついていかなあかんと違うかと言ってるわけや。払うたらあかんと言ってるのと違うがな。当然それは働いたらもらうのは当たり前や。その考え方を変えなあかんと違うかと私は言ってるわけや。そやから、それは非常に難しい。難しいこともよくわかってる。そやけど、過去のことは言わへんけども、皆これで苦しんできているわけや、理事者は。何とかこれを抑えよう、抑えようと思ったら、職員にすまん、ひとつ協力してくれへんかいうて過去はずっと来てるわけや。何も今全部がしてるというのと違うで。それは副市長が一番ようわかってるはずや。それは今答弁難しいと思うで。

そやけども、今はっきり明確な答弁もらわんでもいいけども、やっぱりできるだけそういう姿勢で仕事をしていく、こういう気持ちを理事者は持ってもらわんとやで。そんなの市長が言ったら、そんなのおかしいがな。要るものは皆要るのや。そんなの言ったら、今金があるときはいいで。これがだんだん金がのうなっていくわけや。なかなか職員は考えをぼろっと変えられへんで。苦労して苦労して大きくなったんやったら楽できるがな。楽してきたものは苦労するときにはすぐにできへん。そやから、そういう厳しさというのを持たなあかんということ私を言うのとるわけや。そこらをやっぱり理解してもらわなあかん。

それと、言われた管理職の時間外、災害時の対応。災害みたいなの、いつ来るかわからへん。それを今にするのやったら、何で当初から組まへんのかということになってくる。これは理屈かわからんで。それは皆管理職手当もうてんのやから、そこらもそれはきちっとせなあかんのはわかるけども、その辺もきちっと理解すべきものは理解する、こういう姿勢やないとかあかんと違うんかと私は言ってるわけや。払うたらあかんとか、いいとか、そんな議論の前のことを言うとするわけや。それ、ひとつよろしくお願いしときますわ。

それと、この舗装の問題、副市長の話がありました。私も触れんところと思うたけども、以前はオーバーレイでやってきた。今は、見てたら、どの道路も全て全部切削や。そやけども、やっぱり節約していこうと思うたら切削もせんと、オーバーレイにできるところはオーバーレイでしていくとか、何かの努力をせんと。舗装というたら全部切削やと、今100%切削や、オーバーレイしてる場所みたいなほとんどあらへん。それはわかるやん。きちっとやった方が道路強いのはわかる。しかし、だんだん景気が悪くなってきて、余裕がなくなってきたら、100メートルいくところを200メートルせなあかんわけやから、こんなやり方やってたらやっていかれへん。

今まで過去に、合併前であろうが、合併当初であろうが、新設改良で1億円以上も予算を組んだというのは本当にはないはずや。ということは、それだけ苦しかったということや。今はどんどん金があるさかいに、こうやってやっていけるけども、もし本当に苦しくなったときに、どこに目をつけるねん。それは安全が一番大事や。しかし、安全を守らなあかんのはわかるけども、無い袖を振ってくれというのではないけども、金がなくなってきたら、やっぱりこういうところに手をつけんと、そこしか手をつけられへんがな。そやから、日ごろから何とか考えてくれということ言ってるのは、えらそうに言ってるのと違うわけや。今、どんどん国から金来的时候はいいがな。もしとまったときにどうするねんと、今から考えてほしいということ言いたい。それだけにしときますわ。もう答弁してもらわんでも結構ですさかい。

朝岡委員長 質疑はほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 21ページの尺土駅前周辺整備事業費、1億5,779万2,000円の減額について、一応、当初の事業費、補助事業費3億6,800万円、市単が2,798万円ということをお聞きさせてもうてます。今、補正された金額について、事業費、恐らく2億3,220万円になるんじゃないかな。そこへ単独が5,624万9,000円になるんやないかなというふうに思うわけやけど、それぞれ委託料、工事請負、用地、補償ということで、一応事業費の内訳を教えてくださいというふうに思います。

それと、次に国鉄・坊城線整備事業費。5,842万6,000円、これの減額ですけども、工事請負費、当初6,000万円予算に対して5,800万円減額されてる。実際執行できる金額200万円。この国鉄・坊城線についても、繰越しの金が、もちろんJRを含んでやけど8億3,700万円もあるわけやし、そこらの事業費の調整がどうなっとるのか教えてください。

それから、地域活性化事業費1億3,418万8,000円かな、増額になっとるわけやけど、これ

についても事業費の内訳を教えてくださいのと、前回から問題になってますように、道の駅事業の中で都市再生事業、それから社会資本、それからその他工事というふうになつとるわけやけど、この中で、一応今まで決算のときにもいただいた道路情報棟の部分、あるいは地域振興棟の部分、この中で、都市再生の事業で幾ら使った、社会資本で幾ら使った、単独で幾ら使ったというふうに表をいただいているわけで、平成25年度までいただいているわけやけど、平成26年度分をもらってないので、平成26年度分を、そこの内訳を出してもらいたい。

そうしていきますと、私、平成26年をのけたわけやけども、いわゆる道の駅事業、55%事業、これで平成25年までと、今年の金とを足したら5億9,055万9,000円になっていきよる。それから40%の都市再生やな、これが平成25年までで5億8,699万円、今年が8億523万4,000円、これで13億9,222万4,000円、そこに平成26年度の金を足していかないかん。この前の白石議員の一般質問では、トータルで土谷部長の話では21億1,800万円執行してます、こういう答弁だったと思います。そこへ1億3,500万円足し込んでいくと22億5,300万円、残り1億4,700万円しか、24億円に対して使う金がないということになつとるわけやけど、その辺を今言ったように、私らにわかりやすい、いわゆる国庫補助で何ぼや、都市再生で何ぼや、年度を分けて前にもうとるわけやから、この平成26年度と平成27年度をもうたら、今までのやつがずっとわかるわけやから、それに対してやっていく。

私が疑問に思うのは、土谷部長の白石議員の答弁では、いわゆる道の駅部分の、道の駅で4億円、あるいは県道、あるいはオンランプ、これで4億円、足して8億円。こっちが16億円、24億円と、こういう説明を受けてるわけやな。その3億円残ってますという金が私は理解できへんわけ。トータルでいったら、あと1億4,700万円しか残ってない。24億円から見たらでっせ。24億円あって、もう既に22億5,300万円執行するようになるわけや。今、1億3,500万円足したらやで。ほな計算上、私、頭悪いか知らんけども、24億円から単純に引いたら1億4,700万円しか残らへん。24億円しか、今、予算を見てませんと言ってる、24億円かかりませんと言ってるのやから。それで、あと残り、公園をやっていかなあかん。オンランプをしていかなあかんわけ。ほかの工事をしていかなあかんわけ。そのときに24億円より何ぼふえんねん。誰が考えたかって、1億4,700万円公園整備できるんか、オンランプできるんかということやから、それをはっきり詳しく教えてくれたらいいわけ。その事業費の内訳と、それを教えてほしい。

朝岡委員長 今の岡本委員の質疑で、道の駅の地域活性化と国鉄・坊城線、尺土駅前、それぞれの本年度のこの補正予算も含めて、全体事業費の内訳ですね。これは以前の決算特別委員会でも、岡本委員からのご指摘で、時の理事者の答弁は、また所管の委員会で報告しますと、こういう話だったので、きょう、調査案件でその話をしてもらおうと思ってましたけども、しかし、これは質疑の内容に盛り込んで、一般会計の補正の質疑に答弁が要ということなので、ここで、そうしたら。岡本委員。

岡本委員 私的な面もあつたらあかんので、その詳しいことをまた後で別にくれはつたらいいと思います。時間もないのでね。ただ、地域活性化のところで、今、副市長が何遍も頭をひねっているように、私が言ってる24億円に対して1億4,700万円しか残ってない。それだけ説明し

てくれたらいいやん。何も表を見やんでもわかってるやん。

朝岡委員長 じゃ、その部分だけ答弁を求めます。

生野副市長。

生野副市長 先日の白石議員の一般質問でも土谷部長がお答えさせていただいたわけでございます。執行済額、今、委員ご指摘のように、21億1,780万円余り執行いたしておるわけでございます。今回補正を1億3,500万円お願いいたしておるわけでございます。その中で、それを今、岡本委員、足されて、あとは1億4,700万円というふうにおっしゃってるわけでございますが、この1億3,500万円と残りの1億4,700万円、約3億円弱あるわけでございますが、その費用で県道なり、オンランプなり、あとの整備を行うべく、今鋭意設計をいたしておるわけでございますので、1億3,500万円はまだ執行してない、1億3,500万円の補正部分と、あと24億円に対する残りが1億4,700万円ありますので、その部分であとの残事業を行うべく、今、鋭意設計を行っているということでございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それなら地域活性化に絞って行って、例えば1億3,500万円、今補正が出ているけども、これはどこの分をするのかということをお願いしたい。今言ってるように、副市長も24億円という頭は変わらへんわけや。なら、今、1億3,500万円と1億4,700万円、細かい数字は別として、ざっと3億円やんか。今、土谷部長、3億円残っていると、もう1億3,500万円、今年執行するということやろう。その3億円でどこどこをするねん。例えば今言ってる県道の整備をやっていきます、オンランプをやっていきます、こうしますやん、例えば。3億円でできたら、ほんなら、今言ってる都市再生の16億円の金やな。この中で公園とか、この整備費用がどこから出てくんねんということをお願いしたいと言ってる。

朝岡委員長 土谷部長

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの岡本委員からのご質問について、ただいま補正を上げさせていただいております1億3,500万円のどの部分を実施するかということについてでございますが、県道の拡幅工事、南側道路と言っております道の駅施設の中の道路の整備、道路情報棟の工事、これらの工事で現在執行を想定しているところでございますが、今、地域振興棟の工事と調整池工事を現場の方で進めているところでございますが、これらの工事の実施の状況によりまして、今、言わせていただいたような工事が速やかに執行できるかどうかということもございまして、結果的に、今言わせていただいたような箇所と違う部分を工事する可能性もあり得るということも踏まえてご説明をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 部長のおっしゃることはようわかるけど、予算を出した以上は、県道の拡幅をしますのやろ。その南側ということは中戸やな。入っていく進入路をいらうと言ってますのやろ。それと道路情報棟を建てるという話やんか。それを建てると言ってるのやったら、それをそのとおりにやってもらわんと、建物建てようと思ってましたけど、ほかへ行きましてんいうたら、

これはちょっと基本的に私は困ると思うし、その道路情報棟を建てるのはわかるのやけど、このごろ、ちょっとちらっと聞くのやけど、電気の充電器か、これの事業はどの予算でやりますねん。ということは、これ、入を見ているやん。それはこの1億3,500万円の中に入っているのか、入っていないのか。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの充電器の入の件につきましては、今の出の予算の中に含まれておりません。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今言ってる電気の関係、2,700万円なんやろ。道路情報棟と県道で1億800万円やろ。例えば建物は何ぼぐらいになりますの。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 道路情報棟の工事の概算についてですが、ちょっと現在積算中のところもございまして、現在、お答えできる資料がございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それは、この委員会に建物平面とか、それは出てくるわけやんな。何もなしにぽっともう工事しまんのか。その設計も皆できてますのやろ。もう設計、初めに組んであるやん。地域振興棟と一緒に設計してるわけやんか。建物、外観も皆できてるわけや。金も弾いてあるけど言われなだけのことであって、やっぱり委員会に出して、委員長、やっぱり図面を見せてもろて、どんな建物が建つのやということを議員に先に知らせて、それからやっていかんと、理事者側が何でも自由にできるというわけにはいきませんがな。それと、やっぱり予算を出す以上は、概算でもできとらなおかしいわけや。そこらをきちっとやってもらわんと、ほかの議員がえらいか知らんで。私は頭が悪いさかいわからんのか。そやから、どれだけの建物で、どんな配置であって、これだけの工事をしまんのかということを出してもらいたいというふうに思います。

こんな時間ばかりされたら気の毒なさかいに、もうちょっと全てのやつを別に資料をくれたら、それでよろしいやん。今言った尺土駅前、国鉄・坊城、事業費の変わった分で、委託で何ぼ、用地で、こんなの皆わかっているわけやから、それに対するやつを一覧表くれたら、もうそれでわかるし。補助金の計算をしようにも、今言った、都市再生で何ぼやってんとか、道の駅何ぼやとか、その補助金の計算もできへんから、それを後で、どうぞ部長、頼みますわな。

次行ってよろしいか。

朝岡委員長 今の答弁は要らんね。

岡本委員 もうもらえるさかい、もうそんでよろしい。

次に、22ページの社会資本の道路改良工事、5,000万円の減額ということになってるわけやけど、この工事請負費、当初予算5,500万円予算を組んで、5,000万円減額、この理由。何で大半減額になるのか。私が聞いているのは、この場所、用地買収も何も要らんところや。い

つでも工事できるところや。それを何であえて5,000万円を減額して、当初に計画してたやつを満額に近い方を蹴っていく。何でこうなるのかな。何か意図的に場所が悪いさかい削るのかな。そこらがわからんので、副市長、一番ご存じやと思うけど、場所悪いさかい削るのか。そこらもちょっと踏まえて答弁願いたい。

それから、23ページの吸収源対策公園事業費1,110万8,000円、この中で委託料の1,300万円減額、工事請負費1,650万円増額、公有財産購入費350万円減額。これも補助事業費やから、それぞれ用地、委託、工事ということで聞かせてもうてるんで、後で結構でするので、その当初予算と今の変更になった分、後でいただいたら結構やと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、ここに補正予算が出てないわけやけど、非常備消防費、これの関係で、いわゆる婦人消防隊、今募集されてるわけやけど、たしか14名と聞いたわけやけど、今何人募集で、満席になってるのか。4月に向けて発足するわけやけど、まず服装、これが4月までに間に合うのか。私、内容がわかりませんので、ここに補正が全然出てきてない。12月に補正が出てきやんと、4月1日に任命式をせなあかんのに、できるのかできへんのか。そこらもわからへんので教えてもらいたいと思います。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 社会資本道路改良交付金事業の工事請負費の5,000万円の減額についてでございます。

これにつきましては、当初予算で委託料450万円、そして工事請負費を550万円という形の中で、今現在5,000万円を減額させていただいたわけでございます。委託料の450万円につきまして、今、鋭意委託の設計を行っているわけでございますが、県等のやりとりの中で、詳細には詰まらなかつたということの中で、今年度、平成27年度中に執行が難しくなったという中で減額させていただきまして、平成28年度にも予算要望いたしまして、早い時期に工事に着手をしまいたいというように思っております。

以上です。

朝岡委員長 山本総務部長。

山本総務部長 消防の方の女性消防団員でございます。現在、当初12名ということで応募して、現在12名の応募がございました。なお、ご心配いただいております服装につきましては、今月採寸いたして、これは全国の協会の方より支給いただくということで、今月採寸させていただいて、4月に間に合うようにさせていただく予定でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、副市長の方から、社会資本道路改良工事、県との協議が済んでないということやけど、県協議は何が関係あるのかようわからんけども、この委託料についても、工事に伴う委託料やと私は思っと思ったんやけども、この委託は給食センターの跡地のところをつくるわけか。今言ってるところの設計委託をするわけやろ。そんな委託みたいなもの、終わっているのと違うの。終わっているから、今年工事を発注するのと違うの。県の工事って、何を県と協議せなあかんの。場所的にやで。私の聞いている場所やったら、県協議みたいなもの、要らへんのと

違うの。用地買収もすること要らん、設計も終わってる、いつでも工事発注できる。それを何で減額しますのかと聞いているのに、県と協議するって、県と何を協議しますや。もう済んでるのと違いますのか。

それと、総務部長から説明があったように、定員が14名違うたんかな。もともと12人か、それやったら定員は全部埋まってる。この服装については日本消防協会から支給してもらおう。寸法さえ送ったら、現物が来るということやな。なるほど、わかりました。

朝岡委員長 社会資本整備、道路の改良の件。

生野副市長。

生野副市長 ご指摘の社会資本の方なんですけど、俗にいう葛城川東側線ということでございまして、当然、葛城川の右岸の道路になりますので、河川側での構造物等の関係で県と今打ち合わせを行っているということでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 いや、副市長、責めてるのと違うで。今、そんな答弁受けたら、4月から始まって、今何月や。この計画をするのは前年度、もっと前から計画していくわけやろ。思いつきで、はい、ここ、今年しまんのか、そんなのと違うわけやんか。そやから、今言われているようなことについては、例えば交差点が県道と交わるとかいうのやったら、交差点協議、こんなの前年度、もっと前からして、やっぱり事業認可をとっていかないと、なかなかこんなのできへんがな。補助金がついてからしますでは前向いて行かへん。これは事実かわからんで。それやったら今後改めてもうて、今何も、私、これに対してどうのこうの、そんなえらそうに言うつもりはないから、少なくとも、今年5,000万円、減額したら、来年は少なくとも1億円も1億5,000万円も予算をつけてもうて、2年分を1年分で解消してもらおう、こういう約束はできますな。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 当然、平成28年度予算を今現在査定も行いながら、予算編成を行っているわけですが、何分、国庫を伴う事業でございます。この5,000万円の減額は、必ず平成28年度で行う予定をいたしておりますし、今、委員のおっしゃいましたように、平成27年度の5,000万円、そして平成28年度で5,000万円ということをおっしゃっているわけですが、努力はいたすことはできるわけなんですけども、今、この場で必ず行うということはご返答できないことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の口ぶりでそこまで言ってくれはったら間違いないと思うとくから、少なくとも要求だけは1億円以上出しておいてほしい、市の予算でね。その予算をつけるということは、担当の者かて死にもの狂いで補助金をもらいに行くわけや、県を通じてな。少なく組んだら、補助金に行く元気があらへん。余計組んどいてくれたら、絶対切れたらあかんのやから、私達は、そうあったわけや。そやから、知って、予算を余計組むわけやん。その組んだことに

対して補助金をもらいに行くのや。そういう姿勢やねん。そやから、一応組んでくれて、それに対する補助金をもらいに行ってくれたらいいわけやから、1億円組んでもらえるということ信じておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。

討論はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 私は、この予算について反対の立場で討論させてもらいたいと思います。

中身については、いろいろ審議させていただきました。しかし、この質疑をさせてもらったように、やっぱりこういう予算の出し方、いわゆる議員と職員の信頼感、これが薄れてしまったような予算の出し方をされたのでは、私としては、中身も大事ですけども、到底賛成できる立場ではないということで、反対をさせてもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算の内容につきましては、歳入歳出、予算の総額にそれぞれ4,876万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ169億2,935万5,000円となっております。主な内容としましては、4月の人事異動によります人件費の補正が、合計で1,388万4,000円の減額を、総務費では通学路の交通安全対策に係ります測量設計委託料及び工事請負費で、1,600万円の追加が盛り込まれています。

特に、新市建設計画事業のうち、土木費におきましては、尺土駅前周辺整備事業で、事業の進捗による用地費及び補償費の補正として1億5,600万円の減額があります。一方、地域活性化事業「新道の駅建設事業」では、平成28年の秋のオープンを目指し、工事工程を考慮された中で、必要な工事を発注するために、ほかの事業費から予算振替も進めた工事請負費1億3,500万円の追加があります。

今回の補正予算につきましては、山下市長が合併10年の節目をステップに、新たな葛城市に向けて飛躍するんだという当初予算で編成された内容を今回の補正において、部分的に調整されたものというふうに、バランスのとれた内容となっております。

しかし、第79号議案で提出されました補正予算の一部に誤りがあり、今回、これを撤回されて議第84号議案として再度提出されたことに対しましては、二度と起こさないように十分注意されますように切に願います。

平成27年度も残すところ、あと3カ月余りとなりましたが、それぞれの事務事業の執行に当たりましては、山下市長以下、職員皆さんが一丸となられ、事業の目的達成のために全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会とも協議を重ねていただき、確実に、堅実に

実行していただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第84号議案の関係部分を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございます。よって、議第84号の関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。引き続き所管の調査案件に入りたいと思いますが、少し休憩をさせていただきたいと思います。

休 憩 午後3時00分

再 開 午後3時15分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの一般会計補正の審査の中で、岡本委員から補正内容書の23ページにあります吸収源対策事業費の中の平成27年度事業の中での財源の内訳と申しますか、執行状況の資料を求める発言がございましたので、委員会中の発言でございますので、発言をされた委員だけではなくて、委員皆様全員に、今会期終了までに配付していただくよう求めておきたいと思っております。

それでは、次に、本委員会の所管事項の調査案件について議題といたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてでございます。

これも、まずは説明を求めたいのですが、これも含めた建設事業に係りました数字の今までの推移を、去る平成27年9月17日に開催されました決算特別委員会から、岡本委員より質問されました件、この事業費に係る内訳として、理事者の方から、所管の調査案件で報告をするということになってございましたので、土谷都市整備部長から報告を願いたいと思っております。

土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。引き続きよろしく申し上げます。

皆さんにお配りさせていただいております表についてご説明させていただきます。調査案件報告ということで、ちょっと国鉄・坊城線だけが調査案件外の事業にはなりますが、決算特別委員会の中でのお話ということで、この場をお借りしましてご説明させていただきたいと思っております。

1表ずつございまして、一番上が道の駅事業、2番目が国鉄・坊城線、3番目が尺土駅前整備事業となっております。ちょっと表の構成が、道の駅とほかの2事業について、若干違っているので見にくくなっておりますが、申しわけありませんが、1つずつ説明をさせていただきたいと思っております。

道の駅事業に関しましては、先日の一般質問における答弁の中でもご説明させていただい

ておりますとおり、ちょうど一番右側のところ、これまでに執行済みの事業費を、委託料、用地補償費、工事請負費に分けて整理させていただいております。現在までの執行済みの総額が21億1,800万円という状況になっております。これらの執行済みの状況につきまして、社会資本整備総合交付金で、いわゆるまち交、あと単費というふうに整理をしております。こちらの方が端数が細かく出ている状況でございます。総額が21億1,780万9,681円となります。これを丸めて、一番右側の21億1,800万円というふうに整理をさせていただいたところ です。

これまでの執行済額としまして、社会資本整備分として6億6,550万円、まち交分として14億3,045万円、単費執行として2,184万円、合計が21億1,780万円というようになっております。全体事業費24億1,470万円ということで、今、計画を進めている中で、先ほどの補正予算の議論の中でも出てきておりましたが、今後の執行予定としましては、2億9,689万円、この中で進めていくという状況になっております。

執行予定の部分の細かな内訳につきましては、先日の一般質問の中でもご説明させていただいたところでございますが、社会資本整備総合交付金とまちづくり交付金の合算工事というものもやっていく中で、担当部局としましては、社会資本整備総合交付金の交付率が55%で、まちづくり交付金の方が40%という状況になっております。より有利な状況で事業執行できるようなことを今検討している中で、ちょっとこの部分につきましても、分割ができないという状況になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいとおもいます。

続きまして、国鉄・坊城線事業につきましてご説明させていただきます。全体事業費16億円に対しまして、現在、執行済みの状況が5億1,570万円という状況になっております。これらJR工事費、工事請負費、委託費、用地費、補償費というふうに仕分けをさせていただいております。JR工事費と書いておりますのが、JRとの受託協定の中で進める工事の分ということで、執行済額としまして1億470万円となっております。それ以外の工事としまして、現在6,100万円の工事の事業執行しております。委託費としましては、6,500万円の委託費を執行済みです。用地につきましては1億6,600万円、補償費につきましては1億1,900万円を執行しているところでございます。差し引きますと、残りの事業費が出てくるわけですが、今後また引き続き工事等の発注をしていく中で、執行を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、尺土駅前整備事業につきましてご説明させていただきます。全体事業費としましては、18億8,000万円の事業費となっております。これにつきましても、工事費、委託費、用地費、補償費というふうに仕分けさせていただいております。

現在の執行の状況としましては、工事請負費が3,530万円、委託費としまして1億1,991万円、用地費としまして3億1,015万円、補償費としまして3億1,860万円、合計しまして7億8,396万円の執行済み、差し引きました額が残事業費ということで、尺土につきましても、先ほどの補正の答弁の中でもお答えさせていただいておりますが、用地取得も含め、引き続き事業執行に努めてまいりたいという状況でございます。

以上、簡単でございますが、表の説明とさせていただきます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いましたこの件について、何かご質問等はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 道の駅プラスその他の事業というのは、これは直売所やとか、そういう事業という意味の
その他なんですよ。そういうことですよ。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの阿古委員のご質問についてですが、道の駅プラスその他事業と書かせて
いただいておりますのが、当初から言っておりました道の駅と、その他関連事業を足して
24億円と言っているところで、その他事業というのが、オンランプですとか、道路拡幅工事
とか、そういう工事でご説明させていただいているところでございます。道の駅というのが、
いわゆる本体部分と言わせていただいております地域振興棟ですとか、広場ですとか、駐車
場とか、そういった部分の事業費、これらを合算して、現在まで24億1,470万円の総事業費
として内訳を整理させていただいたところです。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 そうすると、当初の3万平方メートルの部分と、今言ってる県道の拡幅工事、それとイン
ターチェンジのアポイントするべき事業ということですね。それが24億円で、それで今回1
億3,500万円上がってきた、補正予算で上がってきたという理解の仕方は、充電器が
2,700万円、それに対する工事が2,100万円ぐらいついていたのかな、ぐらいだったですね。
それと、そうすると1億800万円が、本来の道の駅のトイレとか情報棟の建物の部分と、そ
れとその内側の道の工事費という理解の仕方よろしいんですか。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの委員のご発言のとおりだと思います。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 それで、細かくは、いろいろまたこれから聞かさせてもらいますけども、今言ってる3万
平方メートルの部分についての工事費がほぼこれであると。それで、全体事業費として取り
上げた場合に、西側の山がいつも話題になるんですけど、その工事費はまるっきりこれと
は別枠やという理解の仕方ですよ。それがたしか9月の決算、議会やったから、全体事業
として、西も入れたら27億円とか26億円とかいう数字を言ってくればったような記憶がある
けども、西の方の、今言ってる工事関係ってあとどれぐらいを見込んでいるかだけ、ちょっ
とそれだけ聞かせてください。

朝岡委員長 担当者がいてない。ちょっとそれはあとで答弁してもらいます。

それ以外で何か質疑はありますか。

阿古委員。

阿古委員 非常に危惧しているんですよ、本当のことを言うとね。本当に、今言ってる3万平方メー
トルの部分だけで、24億円で本当に上がるのかどうかというのを危惧しているところでね。
そやから、情報棟等、トイレと情報棟と言われるのやから、タブレットを渡すような場所を
つくられるのかな、部屋、若干つくらなあかんかなと思ったりしますので、大体何平方メー
トルでしたっけ。

朝岡委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 道路情報棟の面積につきましては、193平方メートルです。

阿古委員 193平方メートルですか。そうすると、大体10メートルの20メートル弱ですね。ぐらいのやつをつくるんやね。そやから、トイレとかやったら結構設備要りますからね。その事業の、本当のこと言ったら、どれぐらいのやつやというのを聞かせていただきたいところなんやけども、それを入れて1億円で整備されるので、坪当たり60万円、6億3,600万円、6億4,000万円ぐらいの工事かなという気はするけども、それでいけて、それで後、本当にインターチェンジとの接続やとか、ほかの工事を入れて、本当に合計で24億円で上がるのかというのが、いや、もう絶対24億円で上げんねんと言われるのやったら、はいそうですかという話やけども、非常に危惧するところはそこなんですよ。それがあって、それとあと本当に西の方も、今言ってる整備をするわけで、それを含めて26億円、27億円という、たしか僕はちょっと会議録を見ないと、委員会録を確認しないとわからないけど、たしか副市長と違うかな、誰か答弁してくれはったんですけど、本当にそれが上がるんですかという、その辺が非常にやっぱり危惧するところであってね。その辺だけです。

朝岡委員長 ほかに何かご質問等はございませんか。

そうしたら、先に下村部長から行こうか。

下村産業観光部長。

下村産業観光部長 産業観光部長の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

新道の駅事業のソフト関係でございますが、今回の議会におきまして、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定の議決をいただきましたら、平成28年秋オープンに向けまして、決まりました運営会社と協議してまいりたいと考えておりまして、先ほども答弁いたしました、協定書の中身等につきましても、またご説明したいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま報告を願いましたこのことについても、何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 そうしたら、吸収源の関係者ですか、それだけです。じゃあちょっとこの件については中断をさせていただいておきます。

先に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についての進捗状況について報告を願いたいと思います。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。

尺土駅前周辺整備事業に関しましての現在の進捗状況をご報告させていただきます。こちらにつきましても、先日の一般質問におきまして、現在の状況ということでご答弁させていただいたところでございますが、引き続き用地交渉を進めさせていただいている状況でして、現在の状況としましては、17件中11件につきまして契約が完了した状況となっております。引き続き、用地取得に向けて交渉を進めるとともに、あらゆる手段をもって用地取得が進捗するよう、並行して手続き等の段取りも進めているような状況でございます。

以上です。

朝岡委員長 ただいま、尺土駅前周辺整備事業に対する現在までの進捗状況について報告がございました。

この件についても、何かご質問等はございませんか。

下村委員。

下村委員 17件中11件ということで、あとの6件、これは努力いただいてということなんですけれども、私、こんな場で言うのは何ですけれども、最終的に、もうこれは年月が限られておりますからね。それでちょっと聞きたいのは、何件残ったときに強制執行できるのか、するのかということも、ちょっと私もそこまで気にしているんですよ。個々それぞれの地権者の方の考え方というのがあります。また代替地、いやそんなところはいややとか、坪単価が安いからいややとか、いろんなそれは考え方があるとは思いますが、どうしても話が合わない場合、強制執行という形になると思うんですけれども、それが残り約何件になればそれを実行していくのかということも、ちょっと私、頭の中に入れておきたいと思うんですけれども、ちょっとそれだけ。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 先ほど申し上げましたように、残りが6件ということでございます。この6件のうちでございまして、1件に関しましては、要は用地のみですので補償はないのが1件でございます。それにつきましては、協力というのはもう確約はとれておるわけでございまして、あとの3件につきましては、今申し上げているように、代替地の整備工事3件分の移っていただく整備工事を行っているわけでございまして、それが完成次第移っていただく方が2件おられるわけでございます。そうなりますと、残り3件ということになります。

一応8割以上の用地が確保できた時点では、そういう形で収用にはかけられるということでございます。私どものめどといたしましては、残り3件以内ということですので、残り2件になったときに収用の手続きはするべく、今検討もいたしておるわけでございます。当然収用となりますと、以前も阿古委員のご質問に答えたと思うんですけれども、やっぱり終了年次が決まっておりますので、収用といたしましても、もう1月か2月でかけられるものと違いますので、当然、17件中15件のめどがついた時点でそういう手続きには入っていききたいというような中で、今、内部検討いたしておるわけでございます。あくまでも終了年次は決まっておりますので、それに向けて努力してまいりたいということでございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 私も関係者じゃないと言えばおかしいですけども、そういうムードをやっぱり、余り粘っていたら、強制執行されたら、結局は自分が損になるよというようなムードを私も流しているつもりなんですけれども、これがその地権者の方に伝わっているかどうかはまだわかりませんが、もう少し我々も見守って、最終的には私も地元ということで、できればいろんな形で協力はさせてもらいたいと思うんですけれども、それはそれということと、もう一つ、きょうの委員会の中でも言いましたけれども、これはもう合併当時の新市建設計画の中に入っていた弁之庄・木戸線というのは、当時計画の中にあって、その後、これは県の方に

移管するというようなことを議会の中でもう決定いたしました。これは、私、県の方から調査に来ているところまでは目にしたことがあるんですけども、その後一向に何ら動きもないし、県の方から何も聞いてないんですけども、これはもう恐らく県の方でも没になるという判断でよろしいですね。というのは、弁之庄・木戸線まで行くと、国道ルート166まで通るという予定だったんですけども、それが一向に県の方も進まないということで、そういう理解の仕方でもよろしいですかね。こちらではわかりませんか。

朝岡委員長 副市長。

生野副市長 今ご質問の広域幹線道路、葛城市、大和高田市、香芝市と3市にわたる道路でございます。当時、私、平成20年、都市整備課長時代に担当部長、担当課長と高田土木の方に集まりまして、その中で、県の方が一旦調査費、今おっしゃっているように、測量とか調査費を計上していただいたので、調査は行っていただいております。何分3市またがるわけでございますが、大和高田市の部分的については、若干かかるだけということで、大きいのは葛城市が一番道路の必要性としては大きいのかということでございます。なお、まだ県の方には市の方から要望は、今現在、常に出し続けておりますので、できれば県の方でやっていただくのが市の財政負担もなくて済むということで、それについて、まだ要望は続けておるということでございまして、当然、県会議員を通じても要望は行っていただいているということでございます。今現在の状況は、要望を引き続き行っているということでございます。何分、先ほど来も質問されておりました駅の北側の分につきましても、それも踏まえた中で検討していきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 それでは、尺土駅前周辺整備事業の進捗について、ほかにご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、この件については、本日はこの程度にとどめたいと思えます。

そうしたら、先ほどの地域活性化事業の関連で、西側の吸収源対策、これについての事業費の件について答弁が整ったようですね。

石田都市計画課長。

石田都市計画課長 今現在進められております、寺口・太田地区の吸収源対策公園緑地事業の執行状況でございますけれども、現在、造成工事が終了いたしまして、あと、本年は調整池の工事を予定しているところでございます。なお、来年度、平成28年に向けて、また公園施設の整備という形で考えておるところでございます。

なお、本市におきましては、以上のような工事を施工させていただきますけれども、県が担当となる斜面の工事につきましても、今現在、高田土木を中心に進めていただいております。中の部分の工区につきましては、11月に発注し、工事を着手しているというような状況で進めていただいております。

あと、事業費につきましては、総事業費につきましては、2億4,300万円ほどの工事を計画しておるところでございます。残り、今年度調整池の発注、池の工事の発注と、来年度におきまして公園施設の整備というような形で今考えているところでございます。

本市の執行額につきましては、平成27年5月18日に造成工事の部分を契約させていただきまして、平成27年12月11日工期ということで、今、完了させていただいておるわけですが、最終契約額につきましては、4,951万3,680円の工事の完成というような形で考えておるところでございます。

先ほど申し上げました調整池の工事につきましては、今現在、積算を進めておるところでございます。今年度内の発注ということで予定しておるところでございます。

寺口地区の執行額につきましては、測量設計委託で、本年度1,177万2,000円の測量設計、また、88万200円の設計費ということで執行しておるところでございます。なお、用地費につきましては、9,539万6,148円の執行させていただいておるところでございます。

以上です。

朝岡委員長 もう一回用地費の金額を教えてください。

石田都市計画課長 9,539万6,148円でございます。

朝岡委員長 先ほどの道の駅事業についての、関連した西側の吸収源対策の事業費の執行状況と全体事業費の答弁はいただきましたので、この件について、引き続きご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようであれば、本件についても、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

次に、行財政改革に対する事項についてを議題といたします。

本件についても、理事者から報告を願います。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、行財政改革に関する事項でございます。新市建設計画につきましては、平成26年12月に市議会にて承認をいただきました内容から変更はございませんので、報告事項としてはございません。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

朝岡委員長 このことにつきましては、特に報告事項がないということでございますので、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

そうしたら、最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきましても進捗状況を理事者から報告願います。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。コミュニティバスにつきましては、市議会のご協力にもよりまして、平成28年2月15日より運行予定となっているわけでございます。これに伴います、葛城市域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会を11月24日に開催しておりますので、その報告でございます。

また、もう1点、運行開始に伴うバスのデザイン及び名称につきましては、市民の応募等により決めさせていただいた、いわゆる市民参加のバスとなっているわけでございます。協議会の内容等、詳細につきましては、企画政策課長がご報告申し上げます。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、私の方から、コミュニティバスの状況等についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、平成27年11月24日に開催されました、第10回葛城市地域公共交通活性化協議会についてご報告を申し上げます。

最初に、報告案件といたしまして、次の2点について報告をいたしました。1点目といたしまして、再編後の葛城市コミュニティバスの運営業者として奈良交通株式会社に決定したこと、もう1点は、新しいコミュニティバス網の運行開始日を平成28年2月15日からとさせていただくことでございます。また、運行開始日までのスケジュールについて、お手元の資料1をお示しさせていただきました。

次に、協議案件といたしまして、運輸局等、各議会に申請するに当たり、葛城市生活交通ネットワーク実施計画でも一部お示しはいたしております運行業務の内容、運行ルート、ダイヤ、運行事業者、運賃、料金、使用する車両、代休、運行開始時期について承認をいただきました。なお、運行ルートとダイヤにつきましてでございますが、運営業者でございますが、奈良交通株式会社になりました。使用する車両等購入いたしまして、より安全な走行を確保するため変更すべきルートが3カ所、それと、バス停の区間について、安全な走行をするための適正な所要時間について修正すべき区間5カ所の説明をいたしました。この点について、お手元の資料2の運行ルートの図に赤の点線で囲っている3カ所、ルートの変更を行った箇所であり、適正な所要時間の変更を含めた内容につきましては、資料3のダイヤの表のお示しをしております。この変更内容を反映させたダイヤ表も後ろの方に添付の方をさせていただいております。

次に、使用する車両についてでございます。資料4のとおり、環状線ルートを走行する日野自動車ポンチョ、ロングボディの1枚ドア2台とミニバスルートを走行する日産自動車のNV350キャラバン、マイクロバス仕様3台、購入は、予備車も入れて4台購入しております。以上が第10回葛城市地域公共交通活性化協議会の主な協議内容となります。

最後の管財で購入するバスにつきましては、外観イメージ及び名称について募集の結果、決定いたしましたのでご報告を申し上げます。お手元の資料5をごらんください。まず、環状線ルートの路線につきましてでございますが、名称「ぐるっとかつらぎ」に決定いたしました。全部平仮名で「ぐるっとかつらぎ」でございます。バスの外観デザインにつきましては、11月1日開催の「ゆめフェスタ in 葛城」の会場において、ご来場の皆様に投票していただきました。結果でございますが、そちらの資料をつけておりますバス番号1、バス番号に2、バス番号3のデザインに決定をいたしました。名称でございますが、バス番号1とバス番号2が「れんかちゃんバス」ということで、同じ投票数でございました。それぞれに「れんかちゃんバス」という名前だけではちょっと区分がつけにくいということで、今、「れんかちゃんバス1号」、「れんかちゃんバス2号」という形で進めていこうという方と考えております。バス番号3、ミニバスの方でございますが、一般公募の結果、最多投票数が「けはや号」に決定いたしました。このミニバスについても、デザインが同じでございます。

ので、区分といたしまして「けはや1号」とか「けはや2号」、そういう区分をつけていきたいと考えております。

以上、公共バスについての報告を終わらせていただきます。

朝岡委員長 それでは、ただいま報告願いましたこのことにつきましても、何かご質問等ございませんか。

阿古委員。

阿古委員 色別の、この路線図をつけてくれるのはわかりやすいんですけども、この時刻表というのは、この電車の接続的に、例えば駅の列車の時間帯とかも加味した中での時間設定というか、そういうものも判断していただいているんやろうと思うんですけど、その辺の確認が1点。

それと、この環状線のバスとミニバスが重複しているところがあって、それで、いや、僕はもう両方とも同じようにバス停でとまらんのかなと思っていたら、環状線の方はずっととまるんやけども、ミニバスの方はとまらへん部分は何カ所か出てきますよね。その辺の考え方というのは、どういう考え方でそれをされたのかという、その2点だけ、ちょっと確認させてください。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 まず、鉄道とかの連絡のことですが、今はこのダイヤを決めるに当たって最優先させていただいたのが、どのルートから、どのミニバスルートから環状線に乗り継いでも、午前中に大和高田市立病院に入れるようにということを第一優先で計画を立てさせていただいております。よって、駅の方の乗り継ぎの時間というのは考慮の方はしておりません。時刻の決定は以上でございます。

ミニバスと環状線のバスなんですけども、バス停は共有するはずなんですけども、とまらないところはないとうちは考えています。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 列車の件はわかりました。おいおい、また要望を聞いて加味してください。ないと言われても、この地図で見たら、例えば青色のところやと、疋田の東側の道です、2カ所、環状線ルートではバス停があるけども、ミニバスではバス停表示がないんですよね。それから、黄色のルート、Cルートかな、Cルートやと3路線では5カ所ぐらい、ミニバスのバス停表示がない、環状ルートはあるんやけど、ミニバスのバス停ルートがないように見えるんやけども、この丸が打ってないということなんですかな。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 今おっしゃったところは、申しわけありません、そこはミニバス通過で、バス停は利用しません。

朝岡委員長 疋田1号線のルートやね。

岩永企画政策課長 はい。

朝岡委員長 そこは通過するということですか。

岩永企画政策課長 はい。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 これ、ミニバスから環状線ルートで乗り継ぎの場合、全ての停留所、時刻表ははっきり見てませんが、短い時間待つとか、長い時間待つとか、当然できてくると思うんですけども、利用者さんから言われたんですけども、待つところが、高齢者の方ですけど、ベンチがないと。立ってられへんということで、ベンチを設置してほしいということは言われているんですけど、その点についてはどう考えておられますか。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 この計画で乗り継ぎ場所というのは、基本、いきいきセンターとゆうあいステーションを中心に考えております。その部分であれば待てるであろうということで、中心に考えているところでございます。

それから、ベンチの方ですけども、やはり歩道の幅とか、そんな状況もあると思いますので、必ずしも設置できるというのは難しいところだと思います。環状線ルートの、今までから利用されているバス停につきましては、ベンチとかを置けるような状態になっております。以上でございます。

朝岡委員長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件も本日はこの程度にとどめておきたいと思っております。

それでは、ここでお諮りいたします。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び、ただいまの公共バスの運行については、今後も事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、この道の駅建設事業、尺土駅前整備事業、行財政改革に関する事項、公共バスの運行についての件につきましては、議長に対し、これからもそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をさせていただきます。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

委員外議員から発言の申し出があれば許可をしたいと思っておりますが。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

朝岡委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

早朝から長時間にわたりまして、重要案件につきまして、それぞれのご議論を交わしていただきながら、適切にご判断を下していただきました。賛否が分かれた議案もございました。

けれども、しっかりとご議論いただいたことを、まだ会期中ではございますが、今後、議会活動、議員活動に生かしながら、地域の発展のために、またご尽力をいただきますことをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時15分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎